

1 法人県民税等に関する調

(1) 法人県民税額等

区分	確定法人税割額					確定法人税割額に 対応する前年度分 の中間申告額		確定申告が翌年 度になる中間申 告額		確定申告翌年 期となる見込納 付額		既 還 付 請 求 利 子 割 額 が 過 大 で あ る 場 合 の 納 付 額		中間納付額の 歳出還付額		現事業年度 分調定額 ①+②-③ +④+⑤+ ⑥+⑦	過事業年度 分調定額	法人税割 額 ⑧+⑨	均 等 割							合 計 ⑩+⑪	うち当該年度に均等割に 充当した利子割額 ⑫	⑬ の 件 数	当 該 年 度 に 発 生 し た 歳 出 還 付 額 ⑭	⑮ の 件 数			
	事業年度数			税 額		事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	前 年 度 に 収 入 し た も の ⑦	当 該 年 度 に 収 入 し た も の ⑧	納 税 義 務 者 数	資 本 金 等 の 額						調 定 額 ⑪														
	確 定 申 告 の あ っ た も の	う ち 決 定 し た も の	確 定 申 告 の な い も の	確 定 申 告 の あ っ た も の	う ち 決 定 し た も の								確 定 申 告 の な い も の	事 業 年 度 額	事 業 年 度 額					事 業 年 度 額	事 業 年 度 額	事 業 年 度 額	総 数	五 十 億 円 超	十 億 円 超 五 十 億 円 以 下						一 億 円 超 十 億 円 以 下	一 千 万 円 超 一 億 円 以 下	左 記 以 外
普通法人	本店分	630			192,541		204	41,615	211	68,977		1,467	221,370	934	222,304	629	5	10	46	233	335	35,400	257,704										
	うち連結分	14			21,449		12	4,489	15	11,177		100	28,237	27	28,264	14	1	2	5	4	2	2,980	31,244										
	本店分	3,058		4	535,678		17	1,648	127,241	1,650	215,061		20,225	643,740	32,230	675,970	3,016	472	293	564	901	786	721,566	1,397,536									
	うち連結分	249		1	58,869		14	191	20,326	255	57,527		1,816	97,900	6,784	104,684	241	98	38	56	22	27	134,364	239,048									
	県内法人	18,011	60	15	365,827	3	33	2,885	85,001	3,295	131,127		13,966	425,952	10,085	436,037	17,824	1	11	126	2,498	15,188	462,676	898,713									
	うち連結分	61			56,333		44	20,380	49	28,482		2,415	66,850	557	67,407	58		2	18	22	16	5,178	72,585										
	計	21,699	60	19	1,094,046	3	50	4,737	253,857	5,156	415,165		35,658	1,291,062	43,249	1,334,311	21,469	478	314	736	3,632	16,309	1,219,642	2,553,953									
	うち連結分	324		1	136,651		14	247	45,195	319	97,186		4,331	192,987	7,368	200,355	313	99	42	79	48	45	142,522	342,877									
	特別法人	749		1	90,663									90,663	174	90,837	745	12	20	50	162	501	45,625	136,462									
	うち連結分																																
公益法人等	470		1	5,629									5,629	10	5,639	470	3					467	11,156	16,795									
寮等のみを有する法人																2					1	70	70										
人格なき社団等	226			157									157	7	164	225						225	4,575	4,739									
清算法人	284		1	48		4		13					44		44	115					7	108	3,252	3,296									
特定信託																																	
法人課税信託																																	
合計	23,428	63	19	1,190,543	3	50	4,741	253,870	5,156	415,165		35,667	1,387,555	43,440	1,430,995	23,026	493	334	786	3,802	17,611	1,284,320	2,715,315										
うち連結分	324		1	136,651		14	247	45,195	319	97,186		4,331	192,987	7,368	200,355	313	99	42	79	48	45	142,522	342,877										

(注) 1 「確定法人税割額」欄には、現事業年度分(令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度分をいう。)に係る事業年度数及び確定申告税額(修正申告、更正・決定並びに確定申告及び決定のない中間申告額(既還付請求利子割額が過大である場合の納付額を除く。))を含む。)について記載した。なお、「確定法人税割額」欄のうち、「事業年度数」欄の「うち決定したもの」欄には、決定により納付した法人の事業年度数を内書し、「事業年度数」欄の「確定申告のないもの」欄には、確定申告及び決定のない中間申告分の法人の事業年度数を外書した。「税額」欄についても同様である。

2 「事業年度数」欄には、1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上し、「確定法人税割額」欄の事業年度において、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件と計上した。なお、欠損法人等納付すべき税額が発生しないものについても計上した。

3 「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」欄は、現事業年度分に係る額を記載した。

4 「中間納付額の歳出還付額」欄には、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。

5 「均等割」欄のうち「納税義務者数」欄には、令和3年度中に現事業年度分として確定申告した者及び決定した者の合計により記載したが、当該事業年度中、同一法人において2以上の事業年度分の確定申告又は決定が行われた場合は、これらを通じて1とした。

6 「特別法人」とは、法人税法別表第3に掲げる法人等をいうものである。

7 「普通法人」、「特別法人」及び「合計」の行のうち「うち連結分」の各欄には、連結申告法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。)の各連結事業年度の個別帰属法人税額(法第23条第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。)を課税標準とする県民税について内書した。この場合において、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。

8 「公益法人等」とは、法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人をいうものである。

9 「清算法人」の予納申告は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

(2) 業種別及び分割基準別

区 分	分 割 法 人											県 内 法 人				合 計		
	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分				小 計			法人数	事業年 度数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法人税割額	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	法人税割額	
	法人 数	事業 年 度数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ①	法人税 割 額 ②	法人数	事業 年 度数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ③	法人税割 額 ④	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額 ①+③ ⑤	法人税割 額 ②+④ ⑥	⑦							⑧
電気供給業			千円	千円			千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円		
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	4	4	8,225	70	5	5	87,386	1,313	3,447,660	89,822	3,447,660	89,822	122	123	2,076,516	44,679	5,524,176	134,501
ガス供給業													4	4	73,932	1,194	73,932	1,194
生命保険業					20	20	2,669,083	53,358	2,669,083	53,358	2,669,083	53,358					2,669,083	53,358
損害保険業					11	11	1,495,567	35,018	1,495,567	35,018	1,495,567	35,018					1,495,567	35,018
少額短期保険業																		
貿易保険業																		
倉庫業	3	3	7,417	111	4	4	3,534	77	3,534	77	10,951	188	26	26	414,425	4,137	425,376	4,325
鉄道事業・軌道事業	1	1			5	5	108	5	108	5	108	5	3	3			108	5
銀行業	2	2	580,695	15,643	10	10	1,799,341	36,318	1,799,341	36,318	2,380,036	51,961					2,380,036	51,961
証券業					3	3	284,161	7,013	284,161	7,013	284,161	7,013	4	4	1,140	11	285,301	7,024
製造業					344	345	5,275,459	113,511	5,275,459	113,511	7,653,138	160,867	25	25	2,336,421	26,096	9,989,559	186,963
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	15	15	2,377,679	47,356	71	71	700,656	14,139	2,377,679	47,356	7,653,138	160,867	1,393	1,412	2,185,745	39,082	3,664,297	70,119
建設業					154	154	2,763,049	73,344	2,763,049	73,344	2,821,241	74,532	4	4	97,552	1,620	2,918,793	76,152
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	4	4	58,192	1,188	97	97	757,161	14,769	2,763,049	73,344	2,821,241	74,532	4,091	4,116	6,771,162	102,585	7,885,547	128,756
運輸・通信業					54	54	776,921	16,093	776,921	16,093	790,297	16,240	6	6	59,864	992	850,161	17,232
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	3	3	13,376	147	108	108	234,437	4,964	776,921	16,093	790,297	16,240	662	667	613,331	8,563	1,100,313	18,408
卸売・小売業、飲食店業					353	354	4,434,321	93,100	4,434,321	93,100	6,185,864	131,232	13	13	188,387	4,332	6,374,251	135,564
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	16	16	1,751,543	38,132	609	612	1,254,963	29,286	4,434,321	93,100	6,185,864	131,232	4,805	4,832	5,068,932	83,078	8,990,839	163,373
その他の金融・保険業					23	24	254,251	5,632	254,251	5,632	254,251	5,632	4	4	101,572	829	355,823	6,461
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	3	3	4,352	157	28	28	24,723	464	254,251	5,632	254,251	5,632	270	271	203,203	3,686	232,278	4,307
不動産業					27	29	391,583	8,984	391,583	8,984	391,583	8,984	7	7	39,188	833	430,771	9,817
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	21	21	193,605	3,346	25	25	76,141	1,705	391,583	8,984	391,583	8,984	1,346	1,355	896,895	12,789	1,166,641	17,840
サービス業					224	227	2,229,231	48,579	2,229,231	48,579	2,764,764	59,392	32	32	593,615	10,645	3,358,379	70,037
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	7	7	535,533	10,813	570	576	1,251,353	24,132	2,229,231	48,579	2,764,764	59,392	4,271	4,298	4,469,139	71,322	6,497,737	110,279
上記以外の事業					10	10	154,697	3,399	154,697	3,399	291,907	6,672	2	2	171,374	3,378	463,281	10,050
資本金1億円以上の法人 資本金1億円未満の法人	1	1	137,210	3,273	20	20	76,594	1,553	154,697	3,399	291,907	6,672	790	795	997,622	14,987	1,208,036	18,985
合 計	629	630	10,956,198	222,304	3,040	3,058	30,119,683	675,970	30,119,683	675,970	41,075,881	898,274	17,892	18,011	27,445,396	436,037	68,521,277	1,334,311

(注) 1 令和3年度において調定した普通法人(清算法人を除く。)について記載し、連結申告法人にあっては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。
 2 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、令和3年度において確定した法人税割額(中間申告に係る税額を除く。)に対応する法人税額又は個別帰属法人税額のうち現事業年度分について記載した。
 3 「法人数」及び「事業年度数」欄には、令和3年度において確定申告又は決定を行った法人(欠損法人を含む。)のうち現事業年度分について記載した。
 4 「法人税割額」欄には、令和3年度において調定した法人税割額(現事業年度分及び過事業年度分の合計額をいう。)を記載した。
 5 業種等の区分にあたっては、電気供給業から製造業までは法人事業税の分割基準における業種等により区分し、建設業以降については、日本標準産業分類の大分類により区分した。また、「資本金1億円以上の法人」とは、事業年度末日において資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人をいい、「その他の金融・保険業」とは、銀行業、証券業、保険業以外の金融・保険業をいうものである。

(3) 資本金別法人税割額等（普通法人分）

区分 資本金別	法人数	うち連結 申告法人 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	うち連結申 告法人に係 る個別帰属 法人税額	算出 法人税割額 ①	県民税の 特定寄附金 税額控除額 ②	外国関係会社等 に係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除 対象所得税額等 相当額の控除額 ③	外国税額 控除額 ④	仮装経理に 基づく控 除額 ⑤	利子割額 の控除額 ⑥	租税条約 の実施に係 る控除額 ⑦	差引 法人税割額		うち超過 課税相当 額	うち 連結分
												①-②-③-④ -⑤-⑥-⑦	うち 連結分		
300万円未満	3,018	1	1,399,817	105	21,391	1						21,390	1	5,852	
300万円以上1,000万円未満	9,665	2	4,628,453	1,265	56,954	9						56,945	39	11,354	10
1,000万円	2,976	12	3,749,095	96,396	59,982	21						59,961	2,148	18,204	871
1,000万円超5,000万円未満	2,372	20	10,954,844	589,207	189,117	197		153				188,767	14,205	73,207	6,261
5,000万円以上1億円未満	393	14	5,812,616	520,257	122,997	870						122,127	11,081	52,409	4,878
1億円	72	6	2,381,799	839,455	92,840	262		5				92,573	14,791	40,841	6,571
1億円超10億円未満	72	15	4,378,218	2,021,189	116,034	67		19				115,948	39,853	51,533	17,713
10億円					11,750			1				11,749	3,024	5,222	1,344
10億円超50億円未満	10	2	5,432,812	2,350,991	97,552	102		22				97,428	15,092	43,294	6,707
50億円					1,530			1				1,529	643	680	286
50億円超100億円未満					53,014	213		407				52,394	450	23,286	200
100億円以上	3	1	1,670,474	20,513	253,301	83		1,947				251,271	21,658	110,490	9,626
保険業法に規定する相互会社					22,038	27		47				21,964	13,665	9,762	6,073
合計	18,581	73	40,408,128	6,439,378	1,098,500	1,852		2,602				1,094,046	136,650	446,134	60,540
内 県内法人	17,962	59	23,927,842	3,146,863	365,967	110		30				365,827	56,333		
訳 分割法人	619	14	16,480,286	3,292,515	732,533	1,742		2,572				728,219	80,317		

- (注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人（清算法人を除く）。
 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額による。
 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
 4 「法人数」欄のうち「うち連結申告法人数」欄は、法人数のうち連結申告法人の法人数を内書した。
 5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち連結申告法人に係る個別帰属法人税額」欄は、連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。
 6 「差引法人税割額」欄のうち「うち連結分」欄には、連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。
 7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。
 8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。
 9 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第24項又は第25項の規定により控除した額を記載した。
 10 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
 11 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第27項の規定により控除した額を記載した。
 12 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
 13 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第28項又は第29項の規定
 14 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る

(4) 資本金別法人税割額等 (全法人対象分)

区分 資本金別	法人数	うち連結 申告法人 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	うち連結申 告法人に係 る個別帰属 法人税額	算出 法人税割額 ①	県民税の 特定寄附金 税額控除額 ②	外国関係会社等 に係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除 対象所得税額等 相当額の控除額 ③	外国税額 控除額 ④	仮装経理に 基づく控 除額 ⑤	利子割額 の控除額 ⑥	租税条約 の実施に係 る控除額 ⑦	差引 法人税割額		うち超過 課税相当 額	うち 連結分
												①-②-③-④ -⑤-⑥-⑦	うち 連結分		
300万円未満	3,973	1	1,754,094	105	29,237	1						29,236	1	7,945	
300万円以上1,000万円未満	9,843	2	4,675,801	1,265	57,421	9						57,412	39	11,354	10
1,000万円	2,985	12	3,755,090	96,396	60,025	21						60,004	2,148	18,204	871
1,000万円超5,000万円未満	2,504	20	11,043,480	589,207	190,041	197		153				189,691	14,205	73,338	6,261
5,000万円以上1億円未満	427	14	5,885,258	520,257	123,957	870						123,087	11,081	52,739	4,878
1億円	73	6	2,443,217	839,455	92,840	262		5				92,573	14,791	40,841	6,571
1億円超10億円未満	120	15	4,468,070	2,021,189	118,185	67		19				118,099	39,853	52,489	17,713
10億円					11,750			1				11,749	3,024	5,222	1,344
10億円超50億円未満	26	2	5,794,169	2,350,991	102,737	102		22				102,613	15,092	45,598	6,707
50億円					1,530			1				1,529	643	680	286
50億円超100億円未満	4		142,951		57,297	213		407				56,677	450	25,189	200
100億円以上	3	1	1,670,474	20,513	330,512	83		4,568				325,861	21,658	145,759	9,626
保険業法に規定する相互会社					22,038	27		47				21,964	13,665	9,762	6,073
合計	19,958	73	41,632,604	6,439,378	1,197,570	1,852		5,223				1,190,495	136,650	489,120	60,540
内訳	県内法人	19,325	59	25,025,263	3,146,863	383,271	110	30				383,131	56,333		
	分割法人	633	14	16,607,341	3,292,515	814,299	1,742	5,193				807,364	80,317		

- (注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した法人（清算法人を除く。）について記載した。
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額による。
3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
4 「法人数」欄のうち「うち連結申告法人数」欄は、法人数のうち連結申告法人の法人数を内書した。
5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち連結申告法人に係る個別帰属法人税額」欄は、連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。
6 「差引法人税割額」欄のうち「うち連結分」欄には、連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。
7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。
8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。
9 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第24項又は第25項の規定により控除した額を記載した。
10 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
11 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第27項の規定により控除した額を記載した。
12 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
13 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第28項又は第29項の規定により控除した額を記載した。
14 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(5) 利子割額

種 類	税 額	課税支払額	非課税額	左非の居係 う住る ち者額	納入 申告書 枚数
	千円	千円	千円	千円	枚
公 社 債 利 子 等	特定公社債以外の公社債の利子	40	812		
	銀行預金利子	59,587	1,215,312	58,756	4
	銀行以外の金融機関の預貯金利子	19,886	406,032	60,299	1
	勤務先預金等の利子	50,085	1,002,212	702	
	合同運用信託の収益の分配				
	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託 以外の収益の分配				
	郵便貯金利子	1	39		
	国外一般公社債等の利子等				
	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	960	19,197	213	
	私運の 募用収 投資益 公資の 社信分 債託配 等々等	私募公社債等運用投資信託の収益の分配			
特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配					
国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配					
金 融 類 似 商 品	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	2,639	52,900		
	定期積金の給付補てん金	2,634	53,575		
	掛金の給付補てん金				
	抵当証券の利息				
	貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益				
	外貨建預貯金等の為替差益				
	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	2,131	43,023		
小 計	7,404	149,498	11		
そ の 他					
合 計	137,963	2,793,102	119,981	5	3,920

- (注) 1 令和3年度に調定したものについて、利子等の種類別に記載した。
2 「非課税支払額」欄には、法第25条の2に規定する非居住者が支払を受ける利子等のほか、利子割が課されないものについて記載した。
3 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(6) 利子割の特別徴収義務者等

区 分	特 別 徴 収 義 務 者 数	営 業 所 数
銀 行 等	9	190
信 用 金 庫 等	7	99
農 林 中 央 金 庫 等	16	85
証 券 会 社	4	5
保 険 会 社 等	20	41
社 内 預 金 実 施 企 業	24	39
そ の 他 の 金 融 機 関 等	50	51
合 計	130	510

- (注) 1 令和4年3月31日現在における利子割の特別徴収義務者数及びその営業所等の数について記載した。
- 2 「銀行等」とは、日本銀行、都市銀行、外為専門銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、ゆうちょ銀行及び外国銀行をいうものである。
- 3 「信用金庫等」とは、信金中央金庫、信用金庫、商工組合中央金庫、全国信用共同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会及び労働金庫をいうものである。
- 4 「農林中央金庫等」とは、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び全国共済農業協同組合連合会をいうものである。
- 5 「保険会社等」とは、生命保険会社及び損害保険会社をいうものである。
- 6 「その他の金融機関等」とは、上記2～5及び証券会社、社内預金実施企業以外の金融機関等をいうものである。
- 7 「営業所数」欄には、法第24条第8項に規定する営業所等のうち実際に特別徴収の事務を行うものの数を記載した。

(7) 配当割

種 類	税 額	支 払 金 額			納 入 申 告 書 数
		課 税 分	還 付 税 額	非 課 税 等 分	
	千円	千円	千円	千円	枚
上 場 株 式 等 の 配 当 等	161,306	3,226,928		184,141,901	
投資信託でその設定に係る受益権の募集 が公募により行われたものの収益の配分	14,050	275,752		3,147,166	
特定投資法人の投資口の配当等					
特定目的信託の社債的受益証券の剰余金 の配分のうち公募のもの					
特定公社債の利子・特定口座外の 割引債の償還金	2,900	57,967		336,979	
源泉徴収選択口座内配当等	468,032	10,213,993	847,461	1,948,183	
合 計	646,288	13,774,640	847,461	189,574,229	6,169

- (注) 1 令和3年度に調定したものについて、配当割の種類別に記載した。
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の8様式の「課税(11)」欄及び第12号の14様式の「課税(11)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。
 3 「支払金額」のうち「還付税額」欄には、第12号の14様式の「還付税額(12)」欄の額を記載した。
 4 「支払金額」のうち、「非課税等分」欄には、第12号の8様式の「非課税等(12)」欄及び第12号の14様式の「非課税等(13)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。
 5 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(8) 株式等譲渡所得割

種 類	税 額	支 払 金 額			納 入 申 告 書 数
		課 税 分	還 付 税 額 分	非 課 税 等 分	
	千円	千円	千円	千円	枚
特 定 株 式 等 譲 渡 所 得	604,925	13,037,476	4,614,663		294

- (注) 1 令和3年度に調定したものについて記載した。
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の11様式の「課税(11)」欄の「支払金額」の項の額を記載した。
 3 「支払金額」のうち「還付税額分」欄には、法第71条の51第3項の規定により還付した額に対応する支払金額(第12号の11様式の「還付税額(12)」欄の「支払金額」の項の額)を記載した。
 4 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の11様式の「非課税等(13)」欄の支払金額の項の額を記載した。
 5 「納入申告書数」欄には、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で記載した。

2 個人事業税に関する調

(1) 第一種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②	種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得税者 課税者	所得税者 失格者	計	所得税者 課税者	所得税者 失格者	計 ①				所得税者 課税者	所得税者 失格者	計 ①	所得税者 課税者	所得税者 失格者	計 ①		
物品販売業	人 748	人 44	人 792	千円 4,159,355	千円 158,048	千円 4,317,403	千円 2,245,578	千円 2,071,825	問屋業	人 2	人	人 2	千円 7,057	千円	千円 7,057	千円 5,800	千円 1,257
保険業									両替業								
金銭貸付業	1		1	6,166		6,166	2,900	3,266	公衆浴場業	2		2	13,851		13,851	5,800	8,051
物品貸付業	12	1	13	64,453	5,135	69,588	37,700	31,888	演劇興行業								
不動産貸付業	1,392	21	1,413	9,221,811	67,532	9,289,343	4,052,034	5,237,309	遊技場業	9		9	36,022		36,022	26,100	9,922
製造業	470	30	500	2,502,263	113,396	2,615,659	1,443,476	1,172,183	遊覧所業								
電気供給業	9		9	34,398		34,398	26,100	8,298	商品取引業								
土石採取業									不動産売買業	7		7	32,313		32,313	20,300	12,013
電気通信事業									広告業	11		11	38,803		38,803	31,900	6,903
運送業	116	10	126	560,415	45,513	605,928	362,017	243,911	興信所業								
運送取扱業									案内業	5		5	30,315		30,315	14,500	15,815
船舶ていけい場業									冠婚葬祭業	8		8	66,403		66,403	23,200	43,203
倉庫業									合 計	4,675	228	4,903	27,113,934	854,379	27,968,313	14,082,427	13,885,886
駐車場業	12		12	53,891		53,891	34,800	19,091									
請負業	1,508	81	1,589	8,563,394	312,891	8,876,285	4,589,496	4,286,789									
印刷業	3		3	18,075		18,075	8,700	9,375									
出版業																	
写真業	12	2	14	51,324	8,351	59,675	40,600	19,075									
席貸業																	
旅館業	12	2	14	43,875	7,262	51,137	39,150	11,987									
料理店業	40	3	43	175,021	9,595	184,616	122,525	62,091	畜産業	6		6	86,001		86,001	16,192	69,809
飲食店業	226	27	253	1,069,871	102,280	1,172,151	729,109	443,042	水産業	11		11	138,686		138,686	30,934	107,752
周旋業	14		14	83,780		83,780	40,600	43,180	薪炭製造業								
代理業	45	7	52	212,046	24,376	236,422	148,142	88,280	合 計	17		17	224,687		224,687	47,126	177,561
仲立業	11		11	69,032		69,032	31,900	37,132									

(3) 第三種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得稅 課稅者	所得稅 失格者	計	所 課 得 稅 者	所 失 得 稅 者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
医 業	124		124	1,190,554		1,190,554	358,875	831,679
齒科医業	54		54	489,778		489,778	155,634	334,144
薬剤師業	1		1	5,198		5,198	2,900	2,298
あん摩等の事業	16	3	19	79,480	10,750	90,230	55,100	35,130
獣医業	33		33	357,603		357,603	95,459	262,144
装蹄師業	1		1	5,325		5,325	2,900	2,425
弁護士業	59	3	62	787,342	13,640	800,982	179,800	621,182
司法書士業	64	1	65	617,718	5,556	623,274	187,775	435,499
行政書士業	22	1	23	191,110	4,675	195,785	65,250	130,535
公証人業	2		2	15,524		15,524	5,800	9,724
弁理士業	3		3	21,889		21,889	8,700	13,189
税理士業	134	2	136	1,610,702	2,028	1,612,730	380,869	1,231,861
公認会計士業	10		10	141,658		141,658	29,000	112,658
計理士業								
社会保険労務士業	65		65	525,228		525,228	188,500	336,728
コンサルタント業	77	2	79	444,341	7,523	451,864	222,818	229,046
設計監督者業	122	2	124	684,708	9,439	694,147	358,875	335,272
不動産鑑定業	1		1	8,509		8,509	2,900	5,609
デザイン業	35	4	39	180,616	17,454	198,070	112,134	85,936
諸芸師匠業	56	5	61	256,799	16,556	273,355	170,134	103,221
理容業	46	8	54	198,503	26,848	225,351	154,909	70,442
美容業	132	23	155	579,258	85,851	665,109	446,842	218,267
クリーニング業	3		3	10,485		10,485	8,700	1,785
公衆浴場業	2		2	6,497		6,497	5,800	697
歯科衛生士業								
歯科技工士業	43	6	49	197,999	22,023	220,022	142,100	77,922
測量士業	15	1	16	99,000	3,558	102,558	46,400	56,158
土地家屋調査士業	54	1	55	395,968	6,369	402,337	159,500	242,837
海事代理士業	1		1	3,202		3,202	2,900	302
印刷製版業								
合 計	1,175	62	1,237	9,104,994	232,270	9,337,264	3,550,574	5,786,690

(注)1 いずれも令和2年の年中における事業の所得に対して課税した令和3年度の個人事業税(減免により税額がなくなったものを除く。)について記載した。

なお、令和3年の年中に事業を廃止した者に対して令和3年度において課税したのも含まれている。

2 2以上の事業を兼業する者については、主たる業種欄に記載した。

3 「所得金額」欄には、社会保険診療等に係る非課税所得分を控除した額を記載した。

4 2以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、本県に主たる事務所又は事業所を有する者について記載した。

(4) 分割個人の所得金額

区 分	本 県 本 店 分			他 県 本 店 分		
	課 税 人 員	課 税 標 準 額			課 税 人 員	分 割 を 受 け た 課 税 標 準 額
		本 県 分	他 県 分	計		
第一種事業	人	千円	千円	千円	人	千円
第二種事業					1	3,624
第三種事業					1	7,269
計					2	10,893

(5) 事業専従者

区 分	青 色 申 告				白 色 申 告				計			
	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専従 者数	給 与 額	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専従 者数	控 除 額	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専従 者数	給 与 額 (控除)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	(①+ ⑤)	(②+ ⑥)	(③+ ⑦)	(④+⑧)
第一種事業	人	人	人	千円	人	人	人	千円	人	人	人	千円
第二種事業	3,959	1,726	2,154	4,158,645	944	196	214	172,290	4,903	1,922	2,368	4,330,935
第三種事業	17	6	8	31,202					17	6	8	31,202
第三種事業 （あん摩業 以外）	1,128	491	545	1,306,903	89	23	28	20,348	1,217	514	573	1,327,251
第三種事業 （あん摩業 等）	15	7	9	16,432	5				20	7	9	16,432
合 計	5,119	2,230	2,716	5,513,182	1,038	219	242	192,638	6,157	2,449	2,958	5,705,820

(6) 所得階層別

区 分	300万円以下		300万円超 310万円以下		310万円超 320万円以下		320万円超 330万円以下		330万円超 340万円以下		340万円超 350万円以下		350万円超 360万円以下		360万円超 370万円以下		370万円超 380万円以下		
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
第一種事業	所得税課税者	204	595,957	188	572,701	186	584,543	145	469,489	166	556,131	138	475,254	155	547,354	137	498,917	142	528,476
	所得税失格者	21	62,100	13	38,160	20	59,594	15	46,123	16	53,529	9	28,776	15	47,325	10	36,476	6	22,648
	計	225	658,057	201	610,861	206	644,137	160	515,612	182	609,660	147	504,030	170	594,679	147	535,393	148	551,124
第二種事業	所得税課税者											2	6,868						
	所得税失格者																		
	計											2	6,868						
第三種事業	所得税課税者	37	107,678	37	112,914	27	81,414	34	110,595	28	93,132	30	103,457	27	95,787	31	112,276	18	66,702
	所得税失格者	3	8,922	3	9,106	8	25,277	5	16,241	3	10,024	3	10,346	3	10,646			4	15,024
	計	40	116,600	40	122,020	35	106,691	39	126,836	31	103,156	33	113,803	30	106,433	31	112,276	22	81,726
業	所得税課税者			3	9,123			1	3,267	1	3,324				1	3,639	1	3,794	
	所得税失格者			1	3,039	1	3,165												
	計			4	12,162	1	3,165	1	3,267	1	3,324				1	3,639	1	3,794	
小計	40	116,600	44	134,182	36	109,856	40	130,103	32	106,480	33	113,803	30	106,433	32	115,915	23	85,520	
合計	所得税課税者	241	703,635	228	694,738	213	665,957	180	583,351	195	652,587	170	585,579	182	643,141	169	614,832	161	598,972
	所得税失格者	24	71,022	17	50,305	29	88,036	20	62,364	19	63,553	12	39,122	18	57,971	10	36,476	10	37,672
	計	265	774,657	245	745,043	242	753,993	200	645,715	214	716,140	182	624,701	200	701,112	179	651,308	171	636,644

(注) 1 事業主控除前の年所得金額により所得階層別に区分した。

2 中途開廃業者については、その所得を年所得に換算した額の所得階層区分欄に人員及び実績額を記載した。

3 「第三種事業」中、「あん摩業等」とは、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等税率3%の適用を受ける事業をいうものである。

区 分	380万円超 390万円以下		390万円超 400万円以下		400万円超 500万円以下		500万円超 600万円以下		600万円超 700万円以下		700万円超 1,000万円以下		1,000万円超		合 計		
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
第一種事業	所得稅課稅者	119	455,726	131	516,942	953	4,200,025	591	3,220,548	401	2,567,399	608	4,938,138	411	6,386,334	4,675	27,113,934
	所得稅失格者	15	57,884	11	43,470	42	166,406	26	124,132	5	31,524	2	11,949	2	24,283	228	854,379
	計	134	513,610	142	560,412	995	4,366,431	617	3,344,680	406	2,598,923	610	4,950,087	413	6,410,617	4,903	27,968,313
第二種事業	所得稅課稅者	2	7,691					1	5,742	2	10,778	3	26,554	7	167,054	17	224,687
	所得稅失格者																
	計	2	7,691					1	5,742	2	10,778	3	26,554	7	167,054	17	224,687
第三種事業	所得稅課稅者	25	96,255	31	122,409	206	916,608	122	662,251	107	688,239	170	1,395,188	228	4,255,284	1,158	9,020,189
	所得稅失格者	1	3,892	3	11,825	16	68,649	4	17,124	1	6,369	1	7,201	1	874	59	221,520
	計	26	100,147	34	134,234	222	985,257	126	679,375	108	694,608	171	1,402,389	229	4,256,158	1,217	9,241,709
業	所得稅課稅者				5	22,588	2	11,149			2	16,365	1	11,556	17	84,805	
	所得稅失格者				1	4,546									3	10,750	
	計				6	27,134	2	11,149			2	16,365	1	11,556	20	95,555	
小計	26	100,147	34	134,234	228	1,012,391	128	690,524	108	694,608	173	1,418,754	230	4,267,714	1,237	9,337,264	
合計	所得稅課稅者	146	559,672	162	639,351	1,164	5,139,221	716	3,899,690	510	3,266,416	783	6,376,245	647	10,820,228	5,867	36,443,615
	所得稅失格者	16	61,776	14	55,295	59	239,601	30	141,256	6	37,893	3	19,150	3	25,157	290	1,086,649
	計	162	621,448	176	694,646	1,223	5,378,822	746	4,040,946	516	3,304,309	786	6,395,395	650	10,845,385	6,157	37,530,264

(7) 個人事業税の減免

区 分	人 員	所 得 金 額	減 免 額
	人	千円	千円
第一種事業	天災による者		
	公私の扶助を受ける者		
	そ の 他		
	計		
第二種事業	天災による者		
	公私の扶助を受ける者		
	そ の 他		
	計		
第三種事業	天災による者		
	公私の扶助を受ける者		
	そ の 他		
	計		
第四種事業	天災による者		
	公私の扶助を受ける者		
	そ の 他		
	計		
合 計	天災による者		
	公私の扶助を受ける者		
	そ の 他		
	計		

(注) 1 令和3年度において減免したものについて記載した。

2 「天災による者」及び「公私の扶助を受ける者」欄には、それぞれ法第72条の62の規定により減免したものを記載した。

3 「所得金額」欄には、減免した者に係る事業主控除前の所得金額を記載した。

3 法人事業税に関する調

(1) 事業税額等

区分	現 事 業 年 度 分													過 事 業 年 度 分		合 計 ⑦+⑧	当該年度において発生した歳出還付額							
	確 定 額						確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告期限が翌年度となる見込納付額		中間納付額の歳出還付額		調 定 額 ①+②-③+④+⑤+⑥			所 得 (収 入) 金 額	調 定 額 ⑧	⑨				
	事業年度数		所 得 金 額	税 額		確定申告及び決定のない中間申告		事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	前年度に収入したものの							当該年度に収入したものの			
	あ 確 定 申 告 が	し り 決 定		あ 確 定 申 告 が	し り 決 定	①	②															③	④	⑤
法第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人分	普 通 法 人	分 割 法 人	県本店分	595		千円	26,588,106	1,823,267			182	438,211	188	510,563			37,455		1,933,074	78,280	4,661	1,937,735		
			他本店分	2,107		千円	48,475,374	3,186,444	3	64	890	917,186	867	1,105,076			131,329		3,505,727	1,258,457	58,409	3,564,136		
	人	小 計	県内法人	17,495	60	千円	95,133,280	5,705,364	72	12	857	2,788	1,519,739	3,161	1,846,845			336,943		6,370,270	1,572,537	86,431	6,456,701	
			計	20,197	60	千円	170,196,760	10,715,075	72	15	921	3,860	2,875,136	4,216	3,462,484			505,727		11,809,071	2,909,274	149,501	11,958,572	
	特 別 法 人	1,105	1	千円	33,196,737	1,606,602	6												1,606,602	16,508	736	1,607,338		
	公 益 法 人 等	470	1	千円	1,189,499	71,273	1												71,273	2,208	76	71,349		
	人 格 な き 社 団 等	226		千円	108,344	3,906													3,906	4,185	146	4,052		
	清 算 法 人	283	1	千円	28,079	1,383			4	318							226		1,291			1,291		
	特 定 信 託																							
	法 人 課 税 信 託																							
計	22,281	63	千円	204,719,419	12,398,239	79	15	921	3,864	2,875,454	4,216	3,462,484			505,953		13,492,143	2,932,175	150,459	13,642,602				
法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分	208		千円		3,039,894	3	252	117	1,208,151	128	1,518,417					42,468		3,392,880		7,424	3,400,304			
法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人分	966		千円		9,918,587	1	851	779	4,478,394	797	4,417,842					202,841		10,061,727		186,383	10,248,110			
事 業 税 計	23,455	63	千円		25,356,720	79	19	2,024	4,760	8,561,999	5,141	9,398,743			751,262		26,946,750		344,266	27,291,016				
地 方 法 人 特 別 税 分																				81,167	81,167			
特 別 法 人 事 業 税 分					9,136,237	44	770		3,081,842		3,208,069				834,356		10,097,590		99,200	10,196,790				
合 計	23,455	63	千円		34,492,957	123	19	2,794	4,760	11,643,841	5,141	12,606,812			1,585,618		37,044,340		524,633	37,568,973	95,798			

(注) 記載内容は法人県民税に準ずるものである。なお、「地方法人特別税分」又は「特別法人事業税分」の各欄については、この表の「確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額」とあるのは「確定地方法人特別税額又は特別法人事業税額に対応する前年度分の中間申告額」と、「中間納付額の歳出還付額」とあるのは「中間納付額の還付額」と読み替えて記載した。

(2) 事業税額等（外形対象法人分）

区分	現 事 業 年 度 分													過 事 業 年 度 分		合計 (調定額) ⑦+⑧	当該年度において発生した歳出還付額			
	確 定 額						確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額	確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告期限が翌年度となる見込納付額		中間納付額の歳出還付額		調定額 ①+②-③+④+⑤+⑥	所得金額、付加価値額又は資本金等の額			調定額		
	事業年度数		所得金額、付加価値額又は資本金等の額	税 額		確定申告及び決定のない中間申告		事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	事業年度数	税 額						前年度に収入したものの	当該年度に収入したものの
	あ 確 定 申 告 が	し ゅ う ち ら ち も 決 の 定		あ 確 定 申 告 が	し ゅ う ち ら ち も 決 の 定	事 業 年 度 数	税 額													
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
所得割分	普通法人	分割法人	本県本店分	25	19,445,986	194,253		19	59,012	19	99,091					234,332		234,332		
			他県本店分	898	107,611,589	1,073,705	1	136	722	308,145	741	426,913		34,244		1,226,853	5,689,692	32,892	1,259,745	
			県内法人	43	5,556,750	54,799		38	20,739	37	30,203			82		64,345		64,345		
			小計	966	132,614,325	1,322,757	1	136	779	387,896	797	556,207		34,326		1,525,530	5,689,692	32,892	1,558,422	
清算法人		計	966	132,614,325	1,322,757	1	136	779	387,896	797	556,207		34,326		1,525,530	5,689,692	32,892	1,558,422		
付加価値割分	普通法人	分割法人	本県本店分		90,562,777	1,086,752			493,095		548,556					1,142,213	7,613,985	33,700	1,175,913	
			他県本店分		297,657,872	3,571,897		536	1,682,715		1,465,331		182,097		3,537,146	13,237,665	89,639	3,626,785		
			県内法人		21,126,027	253,511			110,756		120,335			263,090	371	3	263,093			
			小計		409,346,676	4,912,160		536	2,286,566		2,134,222		182,097		4,942,449	20,852,021	123,342	5,065,791		
清算法人		計		409,346,676	4,912,160		536	2,286,566		2,134,222		182,097		4,942,449	20,852,021	123,342	5,065,791			
資本金割分	普通法人	分割法人	本県本店分		416,176,555	2,080,881			1,078,441		1,024,520				2,026,960	298,177	709	2,027,669		
			他県本店分		295,226,551	1,474,345		179	661,889		643,096		△ 13,582		1,442,149	11,462,091	29,440	1,471,589		
			県内法人		25,736,803	128,444			63,602		59,797			124,639		124,639				
			小計		737,139,909	3,683,670		179	1,803,932		1,727,413		△ 13,582		3,593,748	11,760,268	30,149	3,623,897		
事業税計		966		9,918,587		1	851	779	4,478,394	797	4,417,842		202,841		10,061,727		186,383	10,248,110		
地方法人特別税分																	39,368	39,368		
特別法人事業税分				3,478,130			354	1,610,523		1,406,231		645,278		3,919,470		75,040	3,994,510			
合計		966		13,396,717		1	1,205	779	6,088,917	797	5,824,073		848,119		13,981,197		300,791	14,281,988	27,221	

(注) 1 令和3年度において調定した法人のうち外形対象法人について記載した。
 2 ①及び⑧又は「所得金額、付加価値額又は資本金等の額」欄には、令和3年度において確定申告、修正申告、更正又は決定によって確定した事業税額（過事業年度分で令和2年度以前に申告等があり、令和3年度に修正申告・更正増があったものについては当該増差税額をいう。）又はこれに対応する所得金額、付加価値額又は資本金等の額を記載した。
 3 このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(3) 事業税額等（法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分）

区 分	現 事 業 年 度 分													過 事 業 年 度 分		合 計 (調 定 額) ⑦+⑧	当 該 年 度 において発生した歳出還付額			
	確 定 額						確定事業税額に対応する前年度分の中 間申告額		確定申告が翌年度に なる中間申告額		確定申告期限が翌 年度となる見込納 付額		中 間 納 付 額 の 歳 出 還 付 額		調 定 額 ①+②-③+ ④+⑤+⑥			収入金額、 所得金額、 付加価値額 又は資本金 等の額	調 定 額 ⑧	
	事業年度数		収入金額、所 得金額、付加 価値額又は資 本金等の額	税 額		確定申告及び決定 のない中間申告		事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	前 年 度 に 収 入 し た も の ⑥						当 該 年 度 に 収 入 し た も の ⑦
	あ 確 定 申 告 が	し う ち も 決 の 定		あ 確 定 申 告 が	し う ち も 決 の 定	事 業 年 度 数	税 額													
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
法第72条の 2第1項第 2号に掲げ る事業分	収 入 割 分	62	172,723,729	923,016	2	29	34	426,876	44	872,213					1,368,382	1,021,460	7,386	1,375,768		
	地方法人特別税分																25	25		
	特別法人事業税分			280,641		9		154,523		261,761					387,888		2,078	389,966		
	合 計	62		1,203,657	2	38	34	581,399	44	1,133,974					1,756,270		9,489	1,765,759		
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 三 号 に 掲 げ る 事 業 分	収 入 割 分	35	218,604,626	1,739,768			31	589,503	30	503,859			42,149		1,696,273			1,696,273		
	付 加 価 値 割 分		30,266,285	150,269				108,001		73,781			106		116,155	10,261	38	116,193		
	資 本 割 分		40,114,001	74,193				38,424		36,870			56		72,695			72,695		
	事 業 税 計	35		1,964,230			31	735,928	30	614,510			42,311		1,885,123		38	1,885,161		
特別法人事業税分			776,358				262,952		260,529			8,050		781,985			781,985			
合 計	35		2,740,588			31	998,880	30	875,039			50,361		2,667,108		38	2,667,146			
同 号 二 に 掲 げ る 事 業 分	収 入 割 分	111	14,093,469	106,267	1	223	52	18,924	54	12,367			157		100,090			100,090		
	所 得 割 分		1,032,278	46,381				26,423		19,327					39,285			39,285		
	事 業 税 計	111		152,648	1	223	52	45,347	54	31,694			157		139,375			139,375		
	特別法人事業税分			56,420		67		16,554		11,091			58		51,082			51,082		
合 計	111		209,068	1	290	52	61,901	54	42,785			215		190,457			190,457			
合 計	208		4,153,313	3	328	117	1,642,180	128	2,051,798			50,576		4,613,835		9,527	4,623,362	14,380		

(注) 1 令和3年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分について記載した。
2 このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(4) 所得階層別

区 分	欠 損 法 人	年所得400万円以下		年所得400万円超 800万円以下		年所得800万円超 1,000万円以下		年所得1,000万円超 5,000万円以下		年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円超		合 計			
	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額		
事業 年 度 年 二 回 法 人			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		
分 割 法 人		軽減税率適用法人																	
		そ の 他																	
計																			
事業 年 度 年 一 回 法 人		軽減税率適用法人	229	58	62,189	26	145,052	8	71,041	93	2,589,744	24	1,768,402	45	11,671,843	4	9,327,781	487	25,636,052
		そ の 他	41	5	9,914	2	12,978	2	18,100	22	628,303	20	1,375,427	31	8,984,976	10	38,119,117	133	49,148,815
計																			
計																			
合 計																			

(注) 1 令和3年度において確定した普通法人（清算法人を除く。）に係る法人の事業税額（中間申告に係る税額を除く。）に対応する所得金額（収入金額課税分を除く。）のうち現事業年度分について記載した。

2 分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、所得金額の総額を記載した。

(5) 業種別及び分割基準別

区 分	分 割 法 人								県 内 法 人				合 計				
	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分				小 計		法人数	事業年度数	所得金額 ⑦	事業税額 ⑧	所得金額 ⑤+⑦	事業税額 ⑥+⑧	
	法人 数	事業 年度 数	所得金額 ①	事業税額 ②	法人 数	事業 年度 数	所得金額 ③	事業税額 ④	所得金額 ①+③ ⑤	事業税額 ②+④ ⑥							
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 法 人 分	電 気 供 給 業	発電用固定資産割					363	7	363	7					363	7	
		発電所接続電線路割															
	ガ ス 倉 庫	総固定資産割				1	1	121	2	121	2				121	2	
		事務所数割			24,745	1,213		884	62	25,629	1,275				25,629	1,275	
	ス 倉 庫	従業者数割	4	4	11,387	570	2	725	51	12,112	621	63	63	62,769	3,513	74,881	4,134
		供給業					1	137,812	9,620	137,812	9,620	4	4	1,351,527	34,071	1,489,339	43,691
	鉄 道 事 業	軌道事業	2	2	29,461	3,093	1	7,721	730	37,182	3,823	25	25	274,349	19,611	311,531	23,434
		事業	1	1			2					1	1				
	銀 行 業	事務所数割						6,138,255	491,912	6,138,255	491,912					6,138,255	491,912
		従業者数割					1	2,587,199	207,335	2,587,199	207,335					2,587,199	207,335
	証 券 業	事務所数割										4	4	7,606	331	7,606	331
		従業者数割															
	製 造 業	資本金1億円以上の法人	8	8	986,939	67,836	69	2,641,987	195,334	3,628,926	263,170	12	12	1,127,686	89,540	4,756,612	352,710
		資本金1億円未満の法人	71	71	3,225,534	251,945	258	3,775,170	311,323	7,000,704	563,268	1,394	1,407	9,943,860	711,024	16,944,564	1,274,292
	建 設 業	事務所数割			1,303,281	95,557		2,183,759	156,157	3,487,040	251,714					3,487,040	251,714
		従業者数割	100	100	1,918,237	141,565	171	1,096,140	88,142	3,014,377	229,707	4,094	4,104	29,073,340	2,027,763	32,087,717	2,257,470
	通 信 ・ 運 送 業	事務所数割			542,238	39,749		1,199,112	96,091	1,741,350	135,840					1,741,350	135,840
従業者数割		38	38	718,638	53,149	129	749,077	58,662	1,467,715	111,811	665	670	2,823,646	187,122	4,291,361	298,933	
飲 食 店 業	事務所数割			5,309,095	383,230		6,646,805	497,506	11,955,900	880,736					11,955,900	880,736	
	従業者数割	179	180	6,561,062	473,622	720	4,603,291	412,673	11,164,353	886,295	4,813	4,821	22,828,872	1,576,249	33,993,225	2,462,544	
保 険 業	事務所数割			12,808	1,704		111,290	8,316	124,098	10,020					124,098	10,020	
	従業者数割	3	3	12,316	1,637	34	83,408	6,118	95,724	7,755	272	273	1,093,990	70,151	1,189,714	77,906	
産 不 動 産 業	事務所数割			350,861	24,785		575,985	42,375	926,846	67,160					926,846	67,160	
	従業者数割	21	21	495,415	34,955	37	390,856	29,338	886,271	64,293	1,346	1,351	4,602,997	282,833	5,489,268	347,126	
ビ ジ ネ ス 業	事務所数割			1,856,714	133,464		8,125,833	564,458	9,982,547	697,922					9,982,547	697,922	
	従業者数割	152	152	2,649,125	192,336	632	4,598,387	302,956	7,247,512	495,292	3,954	3,964	17,480,528	1,147,013	24,728,040	1,642,305	
上 記 以 外 の 事 業	事務所数割			243,123	15,988		569,801	25,069	812,924	41,057					812,924	41,057	
	従業者数割	15	15	337,127	21,337	23	2,251,393	59,899	2,588,520	81,236	791	796	4,462,110	307,480	7,050,630	388,716	
計	594	595	26,588,106	1,937,735	2,081	2,107	48,475,374	3,564,136	75,063,480	5,501,871	17,438	17,495	95,133,280	6,456,701	170,196,760	11,958,572	

(注) 記載内容は、法人県民税に準じて記載した。

(6) 業種別及び分割基準別（外形対象法人分）

区分	法人												小計			
	本 県 本 店 分						他 県 本 店 分									
	法人 数	事業年 度数	所得金額 ①	付加価値額 ②	資本金等の額 ③	事業税額 ④	法人 数	事業年 度数	所得金額 ⑤	付加価値額 ⑥	資本金等の額 ⑦	事業税額 ⑧	所得金額 ①+⑤ ⑨	付加価値額 ②+⑥ ⑩	資本金等の額 ③+⑦ ⑪	事業税額 ④+⑧ ⑫
電 気			千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
発電用固定資産割								67,842	101,949	188,120	84,654	67,842	101,949	188,120	84,654	
発電所接続電線路割																
供給							6	6	21,720	32,771	56,485	11,501	21,720	32,771	56,485	11,501
総固定資産割																
事務所数割								3,941,932	6,146,923	4,098,111	136,106	3,941,932	6,146,923	4,098,111	136,106	
従業者数割							14	16	604,979	1,472,251	1,004,062	30,759	604,979	1,472,251	1,004,062	30,759
ガス供給業																
倉庫業	1	1		849,214	4,147,070	30,494	3	3	66,633	220,366	197,541	4,236	66,633	1,069,580	4,344,611	34,730
鉄道事業・軌道事業							3	3	802	873,266	10,436,516	38,035	802	873,266	10,436,516	38,035
銀行業			1,305,984	8,036,040	41,383,523	333,830			4,329,620	6,041,835	14,019,085	191,623	5,635,604	14,077,875	55,402,608	525,453
証券業			1,355,596	8,408,019	43,583,687	350,343			1,199,129	1,960,135	2,593,506	51,062	2,554,725	10,368,154	46,177,193	401,405
製造業			9,538,327	46,431,314	313,474,558	2,248,688	267	270	26,417,321	65,604,460	84,221,695	1,507,551	35,955,648	112,035,774	397,696,253	3,756,239
建設業			9,801	134,859	24,999	1,892			11,332,783	32,271,337	22,386,285	666,894	11,342,584	32,406,196	22,411,284	668,786
運輸・通信業			19,898	273,787	50,753	3,839	127	128	5,797,858	13,971,572	8,817,894	304,450	5,817,756	14,245,359	8,868,647	308,289
卸売・小売業、飲食店業			2,928,466	10,812,749	5,486,684	186,447	33	33	9,666,942	31,338,160	25,254,992	553,561	9,666,942	31,338,160	25,254,992	553,561
その他の金融・保険業			3,309,097	11,597,424	5,610,022	204,699	236	239	1,439,602	6,423,871	2,878,813	99,949	1,439,602	6,423,871	2,878,813	99,949
不動産業							16	16	2,441,375	4,678,760	19,306,710	180,329	2,441,375	4,678,760	19,306,710	180,329
サービス業			226,615	1,420,045	844,964	26,310			9,389,675	30,961,329	28,098,713	624,718	9,616,290	32,381,374	28,943,677	651,028
上記以外の事業			164,198	321,410	103,574	6,833	146	149	4,075,638	10,361,845	11,297,609	237,573	4,367,930	12,060,919	12,577,798	269,809
合計	25	25	19,445,986	90,562,777	416,176,555	3,437,914	884	898	107,611,589	297,657,872	295,226,551	6,358,119	127,057,575	388,220,649	711,403,106	9,796,033

区分	県内法人						合計									
	法人 数	事業年 度数	所得金額 ⑬	付加価値額 ⑭	資本金等の額 ⑮	事業税額 ⑯	所得金額 ⑨+⑬	付加価値額 ⑩+⑭	資本金等の額 ⑪+⑮	事業税額 ⑫+⑯						
電 気			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円						
発電用固定資産割							67,842	101,949	188,120	84,654						
発電所接続電線路割																
供給							21,720	32,771	56,485	11,501						
総固定資産割							3,941,932	6,146,923	4,098,111	136,106						
事務所数割							604,979	1,472,251	1,004,062	30,759						
従業者数割																
ガス供給業																
倉庫業	1	1	541,391	788,863	900,000	20,970	608,024	1,858,443	5,244,611	55,700						
鉄道事業・軌道事業	2	2		235,225	749,973	5,785	802	1,108,491	11,186,489	43,820						
銀行業							5,635,604	14,077,875	55,402,608	525,453						
証券業							2,554,725	10,368,154	46,177,193	401,405						
製造業							2,173,748	4,211,241	5,524,620	115,028						
建設業							614,155	1,219,880	1,747,070	33,620						
運輸・通信業							40,036,071	126,947,437	407,227,946	4,043,838						
卸売・小売業、飲食店業							11,342,584	32,406,196	22,411,284	668,786						
その他の金融・保険業							5,817,756	14,245,359	8,868,647	308,289						
不動産業							9,666,942	31,338,160	25,254,992	553,561						
サービス業							3	3	201,938	2,023,976	3,842,400	44,236	1,641,540	8,447,847	6,721,213	144,185
上記以外の事業							15,246,719	55,775,215	32,363,783	979,267						
合計	42	43	5,556,750	21,126,027	25,736,803	452,077	132,614,325	409,346,676	737,139,909	10,248,110						

(注) 令和3年度において測定した法人のうち外形対象法人について記載した。

(7) 業種別及び分割基準別（法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分）

区分	分 割							法 人							小 計								
	県 内							他 県							合 計								
	法人 数	事業 年度数	収入金額 ①	所得金額 ②	付加価値額 ③	資本金等の額 ④	事業税額 ⑤	法人 数	事業 年度数	収入金額 ⑥	所得金額 ⑦	付加価値額 ⑧	資本金等の額 ⑨	事業税額 ⑩	収入金額 ①+⑥ ⑪	所得金額 ②+⑦ ⑫	付加価値額 ③+⑧ ⑬	資本金等の額 ④+⑨ ⑭	事業税額 ⑤+⑩ ⑮				
電気供給業 ガス供給業 生命保険業 損害保険業 少額短期保険業 貿易保険業 合 計	法第72条の2 第1項第2号 に掲げる事業 法第72条の2 第1項第3号 に掲げる事業	4	4	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円				
				56,674,595				565,631	56,674,595													565,631	
				4	4					25,304,858							252,696	25,304,858					252,696
										28,187							665	28,187					665
										7,576							409,885	7,576					409,885
										79,067,551					5,707,195	23,609,592	214,827	79,067,551		5,707,195	23,609,592		214,827
										25,842,895					1,993,438	7,819,179	64,926	25,842,895		1,993,438	7,819,179		64,926
						13,356				429,362		4,136			290,228	327,844	452	442,718	4,136	290,228	327,844		602
						16,696				102,027		4,729			41,571	55,936	416,169	118,723	4,729	41,571	55,936		416,356
										137,812							9,619	137,812					9,619
										33,200,495							340,876	33,200,495					340,876
										12,431,628							126,285	12,431,628					126,285
										32,805,868							342,436	32,805,868					342,436
										12,467,279							131,045	12,467,279					131,045
				合 計		4	4	30,052				337	69	71	278,500,133	8,865	8,032,432	31,812,551	2,875,512	278,530,185	8,865	8,032,432	31,812,551

区分	県 内 法 人							合 計					
	法人 数	事業 年度数	収入金額 ⑩	所得金額 ⑪	付加価値額 ⑫	資本金等の額 ⑬	事業税額 ⑭	収入金額 ⑮+⑯	所得金額 ⑰+⑱	付加価値額 ⑲+⑳	資本金等の額 ㉑+㉒	事業税額 ㉓+㉔	
電気供給業 ガス供給業 生命保険業 損害保険業 少額短期保険業 貿易保険業 合 計	法第72条の2 第1項第2号 に掲げる事業 法第72条の2 第1項第3号 に掲げる事業	128 4	129 4	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
				56,674,595						565,631			
				25,304,858						252,696			
				28,187						665			
				7,576						409,885			
				79,067,551					5,707,195	23,609,592	214,827		
				25,842,895					1,993,438	7,819,179	64,926		
				442,718		4,136			290,228	327,844	602		
				45,357,890		440,460			14,634,280	3,235,260	682,242		
				1,489,339							43,689		
				33,200,495							340,876		
				12,431,628							126,285		
				32,805,868							342,436		
				12,467,279							131,045		
				合 計		132	133	46,590,694	435,731	14,592,709	3,179,324	299,956	325,120,879

(注) 令和3年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分について記載した。

(8) 資本金別法人数

区分 資本金別	分割法人						県内法人			合計			その他				
	利益法人			欠損法人			小計 ①+②	利益法人 ④	欠損法人 ⑤	小計 ④+⑤	利益法人 ①+④	欠損法人 ②+⑤	計 ③+⑥	不法 申告人	休業中の 法人	清算中の 法人	所在不明 法人
	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ①	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ②											
300万円未満	13	1	14	30	7	37	51	1,054	1,746	2,800	1,068	1,783	2,851	149	341	135	3
300万円以上1,000万円未満	49	5	54	68	7	75	129	3,604	5,821	9,425	3,658	5,896	9,554	81	783	544	12
1,000万円	70	11	81	53	13	66	147	1,182	1,591	2,773	1,263	1,657	2,920	10	122	320	8
1,000万円超5,000万円未満	82	34	116	42	12	54	170	1,054	976	2,030	1,170	1,030	2,200	11	59	256	2
5,000万円以上1億円未満	25	24	49	16	9	25	74	171	131	302	220	156	376		6	56	
1億円	10	8	18	2	3	5	23	27	19	46	45	24	69			15	
1億円超10億円未満	2	7	9	3	3	6	15	23	17	40	32	23	55	1	2	28	
10億円																	
10億円超50億円未満		6	6	1		1	7	2	1	3	8	2	10			2	
50億円																	
50億円超100億円未満																	
100億円以上	1	2	3				3				3		3				
合計	252	98	350	215	54	269	619	7,117	10,302	17,419	7,467	10,571	18,038	252	1,313	1,356	25

(注) 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、令和3年度末までに申告納付期限の到来した普通法人（収入金額課税法人分を除く。）について当該年度における最終処理の段階で記載した。

(9) 資本金及び所得階層別

所得階層 資本金別	欠損法人		年所得400万円以下		年所得400万円超800万円以下		年所得800万円超1,000万円以下		年所得1,000万円超5,000万円以下		年所得5,000万円超1億円以下		年所得1億円超10億円以下		年所得10億円超		合 計				税 額	
	法人数	うち連結申告法人数	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	うち連結申告法人数	所得金額	うち連結分	う ち 連 結 分	う ち 連 結 分
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
300万円未満	1,783		772	1,004,025	160	914,717	40	358,475	91	1,591,274	3	189,479	2	278,985			2,851	1	4,336,955	702	227,658	24
300万円以上1,000万円未満	5,896		2,269	3,084,123	628	3,581,323	174	1,577,609	531	10,285,789	42	2,850,890	14	3,378,796			9,554	2	24,758,530	5,461	1,351,920	1,169
1,000万円	1,657	3	575	862,540	214	1,242,602	68	608,878	343	7,908,769	37	2,495,703	26	5,421,378			2,920	13	18,539,870	407,635	1,255,426	37,492
1,000万円超5,000万円未満	1,030	5	335	527,238	145	847,962	47	420,993	402	9,727,387	125	8,567,564	113	24,032,801	3	6,304,750	2,200	19	50,428,695	2,610,021	3,674,931	257,166
5,000万円以上1億円未満	156	1	34	55,139	17	94,731	6	51,943	78	2,161,799	36	2,670,569	46	13,122,014	3	8,107,247	376	13	26,263,442	2,335,210	2,280,061	209,072
1億円	24		3	3,875	2	12,386			10	337,522	9	685,221	19	4,950,903	2	3,720,829	69	6	9,710,736	3,537,575	1,925,079	262,264
1億円超10億円未満																						
10億円																						
10億円超50億円未満																						
50億円																						
50億円超100億円未満																						
100億円以上																						
合 計	10,546	9	3,988	5,536,940	1,166	6,693,721	335	3,017,898	1,455	32,012,540	252	17,459,426	220	51,184,877	8	18,132,826	17,970	54	134,038,228	8,896,604	10,715,075	767,187

- (注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象外の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。
 なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」及び「所得金額」欄に記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。
- 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
- 3 「法人数」欄は、上記1の対象法人について、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
- 4 「所得金額」欄は、(4)所得階層別に準じて記載した。

(10) 資本金及び所得階層別（外形対象法人分）

所得階層 資本金別	欠 損 法 人				左のうち付加 価値額が0以下 である法人				年 所 得 400 万 円 以 下			年 所 得 400 万 円 超 800 万 円 以 下			年 所 得 800 万 円 超 1,000 万 円 以 下			年 所 得 1,000 万 円 超 5,000 万 円 以 下			年 所 得 5,000 万 円 超 1 億 円 以 下					
	法 人 数	う ち 連 結 申 告 法 人 数	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額
1 億 円 超 10 億 円 未 満	22		千円 8,642,521	千円 12,001,345	3	千円 710,000	4	千円 9,204	千円 169,297	千円 756,900		千円	千円	千円	2	千円 17,445	千円 406,145	千円 780,000	3	千円 75,894	千円 2,659,207	千円 1,012,058	7	千円 486,048	千円 2,206,521	千円 2,716,600
10 億 円 10 億 円 超 50 億 円 未 満	2		1,304,043	7,840,607											1	28,707	1,448,536	4,795,000	2	149,178	1,603,626	5,400,000				
50 億 円 50 億 円 超 100 億 円 未 満																										
100 億 円 以上																										
合 計	24		9,946,564	19,841,952	3	710,000	4	9,204	169,297	756,900				2	17,445	406,145	780,000	4	104,601	4,107,743	5,807,058	9	635,226	3,810,147	8,116,600	

所得階層 資本金別	年 所 得 1 億 円 超 10 億 円 以 下				年 所 得 10 億 円 超				合 計								税 額					
	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	う ち 連 結 申 告 法 人 数	所 得 金 額	う ち 連 結 分	付 加 価 値 額	う ち 連 結 分	資 本 金 等 額	う ち 連 結 分	所 得 割	う ち 連 結 分	付 加 価 値 割	う ち 連 結 分	資 本 割	う ち 連 結 分
1 億 円 超 10 億 円 未 満	13	千円 4,740,283	千円 15,547,983	千円 7,869,731	3	千円 4,990,814	千円 12,571,164	千円 1,803,737	54	8	千円 10,319,688	千円 1,231,051	千円 42,202,838	千円 7,718,946	千円 26,940,371	千円 3,664,378	千円 225,208	千円 56,826	千円 1,051,838	千円 222,991	千円 215,336	千円 36,650
10 億 円																	千円 31,032	千円 10,259	千円 95,304	千円 26,596	千円 21,273	千円 1,129
10 億 円 超 50 億 円 未 満					5	千円 23,496,889	千円 56,085,808	千円 18,586,228	10	2	千円 23,674,774	千円 10,133,587	千円 60,442,013	千円 17,472,970	千円 36,621,835	千円 2,941,000	千円 264,759	千円 42,434	千円 983,582	千円 125,293	千円 304,096	千円 35,710
50 億 円																	千円 5,228	千円 2,980	千円 33,663	千円 17,762	千円 6,608	千円 3,932
50 億 円 超 100 億 円 未 満																	千円 162,409	千円 3,905	千円 448,873	千円 23,469	千円 158,355	千円 11,894
100 億 円 以上	1	千円 328,272	千円 7,873,122	千円 65,513,460	2	千円 7,113,935	千円 43,766,995	千円 351,762,247	3	1	千円 7,442,207	千円 328,272	千円 51,640,117	千円 7,873,122	千円 417,275,707	千円 65,513,460	千円 634,121	千円 132,988	千円 2,298,900	千円 573,738	千円 2,978,002	千円 507,483
合 計	14	5,068,555	23,421,105	73,383,191	10	35,601,638	112,423,967	372,152,212	67	11	41,436,669	11,692,910	154,284,968	33,065,038	480,837,913	72,118,838	1,322,757	249,392	4,912,160	989,849	3,683,670	596,798

(注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。
 なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」、「所得金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄に記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。
 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
 3 このほか(9)資本金及び所得階層別に準じて記載した。

(11) 付加価値割

区分	報酬給与額						純支払利子						純支払賃借料						単年度損益					
	特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分			左以外 の法人分			特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分			左以外 の法人分			特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分			左以外 の法人分			特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分			左以外 の法人分		
	報酬給与額 ①	外国分額 ②	非課税事業 報酬給与額 ③	課税対象 報酬給与額 ④	課税対象 報酬給与額 ⑤	課税対象 報酬給与額 ⑥	純支払利子 総額 ⑦	外国分純 支払利子 ⑧	非課税事業 純支払利子 ⑨	課税対象 純支払利子 ⑩	課税対象 純支払利子 ⑪	課税対象 純支払利子 ⑫	純支払賃借料 総額 ⑬	外国分 純支払賃借料 ⑭	非課税事業 純支払賃借料 ⑮	課税対象 純支払賃借料 ⑯	課税対象 純支払賃借料 ⑰	課税対象 純支払賃借料 ⑱	単年度損益 総額 ⑲	外国分 単年度損益 ⑳	非課税事業 単年度損益 ㉑	課税対象 単年度損益 ㉒	課税対象 単年度損益 ㉓	課税対象 単年度損益 ㉔
資本金別	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1億円超 10億円未満				42,226,266	42,226,266				676,391	676,391						2,516,853	2,516,853					7,656,708	7,656,708	
10億円 10億円超 50億円未満				41,052,394	41,052,394				1,013,442	1,013,442						4,046,011	4,046,011					23,477,605	23,477,605	
50億円 50億円超 100億円未満				43,671,529	43,671,529				4,956,559	4,956,559						2,866,716	2,866,716					7,770,480	7,770,480	
100億円以上																								
小計				126,950,189	126,950,189				6,646,392	6,646,392						9,429,580	9,429,580					38,904,793	38,904,793	
法第72条の2第1項第 3号イに掲げる法人分				199,377	199,377				659,509	659,509						325,369	325,369					13,135,912	13,135,912	
合計				127,149,566	127,149,566				7,305,901	7,305,901						9,754,949	9,754,949					52,040,705	52,040,705	

(12) 付加価値割の内訳

区分	報酬給与額								純支払利子		純支払賃借料		単年度損益	
	給与分 ①	掛金分 ②	掛金 ③	控除分 ④	労働者 派遣分 ⑤	労働者派遣 を受けた 法人分 ⑥	労働者派遣 をした 法人分 ⑦	⑦のうち 控除分 ⑧	支払利子 ⑨	受取利子 ⑩	支賃 ⑪	受取賃借料 ⑫	単年度利益 を計上した 法人分 ⑬	単年度損失 を計上した 法人分 ⑭
資本金別	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1億円超 10億円未満	39,842,967	706,137	767,032	60,895	1,580,464	1,572,064	44,610	36,210	628,323	236,795	4,093,564	4,899,096	10,694,146	△ 3,037,438
10億円 10億円超 50億円未満	39,772,414	464,047	464,047		815,933	815,933			1,028,196	25,823	5,579,217	1,849,800	23,703,482	△ 225,877
50億円 50億円超 100億円未満					3,274,168	3,274,168			5,724,897	45,107,250	3,538,845	672,129	7,770,480	
100億円以上	39,670,938	726,423	726,423											
小計	119,286,319	1,896,607	1,957,502	60,895	5,670,565	5,662,165	44,610	36,210	7,381,416	45,369,868	13,211,626	7,421,025	42,168,108	△ 3,263,315
法第72条の2第1項第 3号イに掲げる法人分	196,594	381	381		2,403	2,403			656,809	1,246	324,125	7,224	13,320,435	△ 184,523
合計	119,482,913	1,896,988	1,957,883	60,895	5,672,968	5,664,568	44,610	36,210	8,038,225	45,371,114	13,535,751	7,428,249	55,488,543	△ 3,447,838

(注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。
ただし、確定申告及び決定のない中間申告に係る普通法人は除いた。なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

(13) 雇用安定控除

区分	付加価値額が0以下である法人	収益配分額に占める報酬給与額の割合											
		70%以下			70%超～75%以下			75%超～80%以下			80%超～85%以下		
		法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額
資本金別													
法第七十二 条に掲げる 二法第一分 項	1億円超 10億円未満	3	1,268,502		2	3,243,153	128,150				3	2,719,393	257,280
	10億円 10億円超 50億円未満		1,273,822					1	9,273,271	529,241	1	48,715	18,493
	50億円 50億円超 100億円未満												
	100億円以上							1	35,755,978	2,572,434			
小計	3	2,542,324		2	3,243,153	128,150		2	45,029,249	3,101,675	4	2,768,108	275,773
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分	1	13,876,667						1	171,067	2,997			
合計	4	16,418,991		2	3,243,153	128,150		3	45,200,316	3,104,672	4	2,768,108	275,773

区分	法人数	付加価値額	控除額	収益配分額に占める報酬給与額の割合									
				85%超～90%以下			90%超～95%以下			95%超～100%以下		合計(70%超分)	
				法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	法人数
資本金別													
法第七十二 条に掲げる 二法第一分 項	1億円超 10億円未満	3	2,154,132	497,559	11	7,176,194	979,263	29	36,514,843	8,836,812	48	51,807,715	10,699,064
	10億円 10億円超 50億円未満				5	42,640,458	6,370,333	2	16,353,186	2,212,158	9	68,315,630	9,130,225
	50億円 50億円超 100億円未満												
	100億円以上				1	10,221,262	2,348,140	1	13,288,043	2,704,592	3	59,265,283	7,625,166
小計	3	2,154,132	497,559	17	60,037,914	9,697,736	32	66,156,072	13,753,562	60	179,388,628	27,454,455	
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分	1	442,532	9,320				1	△ 170,097	4,152	3	443,502	16,469	
合計	3	2,154,132	497,559	18	60,480,446	9,707,056	33	65,985,975	13,757,714	63	179,832,130	27,470,924	

(注) 記載内容は(12)付加価値割の内訳に準じて記載した。

(14) 資本割

区分 資本金別	資本金	法人税法上の 資本金等の額	法第72条の21第1 項第1号に係る 加算分	法第72条の21第1 項第2号及び第3号 に係る控除分	法附則第9条第1項 ～第3項、第11項、 第12項及び第19項 に係る控除分	収入金額課税分	月数按分後の資 本金等の額	持株控除分	外国事業分	非課税事業分	法附則第9条第4項 ～第7項に係る控除 分	資本圧縮措置前 の資本金等の額 ⑦-⑧-⑨-⑩-⑪	資本圧縮措置分 ⑬	課税対象 資本金等の額 ⑫-⑬⑭
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑬	⑫-⑬⑭	
第法 一第 号七 イ十 に二 掲条 げの る二 法第 外 国 法 人 人 一 分 項 第三号イに掲げる法人 小 計	千円 20,428,699	千円 26,622,471	千円	千円	千円	千円	千円 26,940,375	千円	千円	千円	千円	千円 26,940,375	千円	千円 26,940,375
10億円 10億円 超50億円未 満	24,234,696	34,932,194					36,621,835					36,621,835		36,621,835
50億円 50億円 超100億円未 満	456,548,903	668,871,916					675,125,337					675,125,337	257,849,630	417,275,707
100億円以上														
小計	501,212,298	730,426,581					738,687,547					738,687,547	257,849,630	480,837,917
内 国 法 人	2,107,912	2,954,324				2,954,324	2,954,324					2,954,324		2,954,324
外 国 法 人														
小計	2,107,912	2,954,324				2,954,324	2,954,324					2,954,324		2,954,324
合 計	503,320,210	733,380,905				2,954,324	741,641,871					741,641,871	257,849,630	483,792,241

(15) 資本割に係る持株特例

区分 資本金別	内 国 法 人		左 の う ち 持 株 特 例 適 用 法 人			
	法 人 数	持株特例適用前 の資本金等の額	法 人 数	持株特例適用前 の資本金等の額	特 定 子 会 社 の 特 殊 又 は 出 資 額 に 係 る 控 除 額	特 例 適 用 後 の 特 資 本 金 等 の 額
		千円		① 千円	② 千円	①-②③ 千円
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	100億円未 満	64	63,562,210			
100億円以 上 500億円未 満	1	32,479,037				
500億円以 上 1000億円未 満	1	65,513,460				
1000億円以 上 2000億円未 満						
2000億円以 上 3000億円未 満						
3000億円以 上 4000億円未 満						
4000億円以 上 5000億円未 満						
5000億円以 上	1	577,132,840				
小 計	67	738,687,547				
法第72条の2第1項第3 号イに掲げる法人分	12	2,954,324				
合 計	79	741,641,871				

(16) 資本割の圧縮措置

区分		法人数	圧縮前資本金等の額 ①	資本圧縮額 ②	圧縮後資本金等の額 ① - ② ③
圧縮前資本金等の額別					
法	500億円以下	65	96,041,247		96,041,247
第	500億円超 1000億円以下	1	65,513,460		65,513,460
七	1000億円超 2000億円以下				
十	2000億円超 3000億円以下				
二	3000億円超 4000億円以下				
条	4000億円超 5000億円以下				
の	5000億円超 6000億円以下	1	577,132,840	257,849,630	319,283,210
二	6000億円超 7000億円以下				
第	7000億円超 8000億円以下				
一	8000億円超 9000億円以下				
項	9000億円超 1兆円以下				
第	1兆円超 2兆円以下				
一	2兆円超 3兆円以下				
号	3兆円超 4兆円以下				
イ	4兆円超 5兆円以下				
に	5兆円超				
掲					
げ					
る					
法					
人					
小	計	67	738,687,547	257,849,630	480,837,917

区分		法人数	圧縮前資本金等の額 ①	資本圧縮額 ②	圧縮後資本金等の額 ① - ② ③
圧縮前資本金等の額別					
法	500億円以下	12	2,954,324		2,954,324
第	500億円超 1000億円以下				
七	1000億円超 2000億円以下				
十	2000億円超 3000億円以下				
二	3000億円超 4000億円以下				
条	4000億円超 5000億円以下				
の	5000億円超 6000億円以下				
二	6000億円超 7000億円以下				
第	7000億円超 8000億円以下				
一	8000億円超 9000億円以下				
項	9000億円超 1兆円以下				
第	1兆円超 2兆円以下				
三	2兆円超 3兆円以下				
号	3兆円超 4兆円以下				
イ	4兆円超 5兆円以下				
に	5兆円超				
掲					
げ					
る					
法					
人					
小	計	12	2,954,324		2,954,324
合	計	79	741,641,871	257,849,630	483,792,241

(17) 徴収猶予

区分 資本金別	前年度までの徴収猶予分										本年度における徴収猶予分																												
	前年度までの当初徴収猶予額の総計					前年度までに納付された額の総計					前年度までに猶予を取消した額の総計					前年度までに納付を免除等した額の総計					前年度末の徴収猶予残額					法第72条の38の2第1項第1号又は第6項第1号該当						法第72条の38の2第1項第2号又は第6項第2号該当						本年度中の当初徴収猶予額	
	①		②			③		④			⑤		⑥			⑦			⑧			⑨			⑩			⑪		⑫									
	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円									
1億円超 10億円未満																																							
10億円																																							
10億円超 50億円未満																																							
50億円																																							
50億円超 100億円未満																																							
100億円以上																																							
合計																																							

区分 資本金別	本年度中に納付された額												本年度中に納付を免除等した額						本年度中の徴収猶予額の増加額						本年度末の当初分徴収猶予額の総計		本年度末における徴収猶予残額		調定額		徴収猶予率	
	⑬		⑭				⑮				⑯				⑰		⑱		⑲		⑳		A / C	B / D								
	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円	件数	千円		
	1年以下		1年超～2年以下		2年超～3年以下		3年超～4年以下		4年超～5年以下		5年超～6年以下		1年以下		1年超～2年以下		2年超～3年以下		3年超～4年以下		4年超～5年以下		5年超～6年以下		現事業年度分計		過事業年度分計		A / C		B / D	
1億円超 10億円未満																																
10億円																																
10億円超 50億円未満																																
50億円																																
50億円超 100億円未満																																
100億円以上																																
合計																																

(18) 法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業に関する調

区 分	資本金区分	分 割						法 人						合 計						税 額
		法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	
電 気	1 億 円 以 下	1	1	68,330				22	22	8,232,713	30,395			23	23	8,301,043	30,395			262,618
	1 億 円 超																			
	合 計	1	1	68,330				22	22	8,232,713	30,395			23	23	8,301,043	30,395			262,618
供 給	1 億 円 超							11	11	31,177,881	13,073,759	7,796,173	2,265,858	11	11	31,177,881	13,073,759	7,796,173	2,265,858	1,964,230
	1 億 円 以 下	2	2	31,205	1,686			99	100	6,461,557	468,778			101	102	6,492,762	470,464			152,648
	1 億 円 超																			
	合 計	2	2	31,205	1,686			99	100	6,461,557	468,778			101	102	6,492,762	470,464			152,648
ガ ス 供 給 業	1 億 円 以 下							5	5	1,729,291	172,062			5	5	1,729,291	172,062			29,311
	1 億 円 超																			
	合 計							5	5	1,729,291	172,062			5	5	1,729,291	172,062			29,311
生 命 保 険 業	1 億 円 以 下																			
	1 億 円 超																			313,423
	合 計																			313,423
損 害 保 険 業	1 億 円 以 下																			
	1 億 円 超																			317,664
	合 計																			317,664
少 額 短 期 保 険 業	1 億 円 以 下																			
	1 億 円 超																			
	合 計																			
貿 易 保 険 業	1 億 円 以 下																			
	1 億 円 超																			
	合 計																			
合 計	1 億 円 以 下	3	3	99,535	1,686			126	127	16,423,561	671,235			129	130	16,523,096	672,921			444,577
	1 億 円 超							11	11	31,177,881	13,073,759	7,796,173	2,265,858	11	11	31,177,881	13,073,759	7,796,173	2,265,858	2,595,317
	合 計	3	3	99,535	1,686			137	138	47,601,442	13,744,994	7,796,173	2,265,858	140	141	47,700,977	13,746,680	7,796,173	2,265,858	3,039,894

- (注) 1 令和3年度において調定したもののうち、現事業年度分について記載した。
 2 分割法人については、「税額」欄のみ記載し、その他の欄については本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。
 3 「収入金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄には令和3年度において確定した法人の事業税額に対応する収入金額、付加価値額及び資本金等の額を記載した。
 4 「所得金額」欄には法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業に係る所得金額を記載した。

(19) 非課税事業

区 分	法 人			個 人	
	法人数	事業年度数	所得金額	人 員	所得金額
林 業			千円		千円
鉱物の掘採事業	1	1	747,257		
農 業	51	51	212,879		
計	52	52	960,136		

- (注) 1 法人にあっては令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了したものの確定申告分(確定申告に係る修正申告、更正、決定を含む。)について、個人にあっては現年課税分について、それぞれ記載した。
 2 分割法人(個人)については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人(個人)について記載した。
 3 「所得金額」欄には、非課税事業のみを行うものについては、法人税又は所得税の課税標準である所得金額を、課税事業と非課税事業とを併せて行うものについては非課税事業に係る所得金額を記載した。

4 地方消費税に関する調

(1) 調定額

(単位：千円)

区 分	前年度2、3月調定額	令和3年度 調定額合計	
		うち2、3月調定額	
譲渡割	3,061,819	29,117,986	2,665,724
貨物割	290,029	2,356,812	564,864
合 計	3,351,848	31,474,798	3,230,588

(2) 清算金収入額、清算金支出額等

(単位：千円)

区 分	I期収入・支出額等	II期収入・支出額等	III期収入・支出額等	IV期収入・支出額等	収入・支出額等合計
清算対象額	6,440,762	11,318,570	6,143,711	7,611,050	31,514,093
一 般 財 源	2,916,627	5,135,462	2,777,290	3,450,454	14,279,833
社 会 保 障 財 源	3,524,135	6,183,108	3,366,421	4,160,596	17,234,260
清算金収入額 (a)	6,052,740	9,730,444	7,136,582	8,159,623	31,079,389
一 般 財 源	2,740,571	4,413,436	3,230,198	3,698,184	14,082,389
社 会 保 障 財 源	3,312,169	5,317,008	3,906,384	4,461,439	16,997,000
清算金支出額 (b)	302,991	590,910	298,057	207,449	1,399,407
一 般 財 源	137,562	268,176	134,881	93,944	634,563
社 会 保 障 財 源	165,429	322,734	163,176	113,505	764,844
差 引 (a) - (b)	5,749,749	9,139,534	6,838,525	7,952,174	29,679,982
一 般 財 源	2,603,009	4,145,260	3,095,317	3,604,240	13,447,826
社 会 保 障 財 源	3,146,740	4,994,274	3,743,208	4,347,934	16,232,156
地方消費税交付金額	6,095,250	10,229,036	6,491,105	7,781,605	30,596,996
一 般 財 源	2,759,819	4,640,350	2,936,297	3,527,343	13,863,809
社 会 保 障 財 源	3,335,431	5,588,686	3,554,808	4,254,262	16,733,187

- (注)1 令和3年度分について記載した。
 2 清算及び交付の時期の区分は次による。
 I期…対象期間 前年度 2月～4月 清算月 5月 交付金交付月 6月
 II期…対象期間 5月～7月 清算月 8月 交付金交付月 9月
 III期…対象期間 8月～10月 清算月 11月 交付金交付月 12月
 IV期…対象期間 11月～1月 清算月 2月 交付金交付月 3月
 3 「清算金収入額」及び「清算金支出額」は都道府県間で相殺した後の額である。

(2) 家屋の価格段階別

区 分	12万円未満のもの ①		12万円以上 18万円未満のもの ②		18万円以上 23万円未満のもの ③		23万円以上 30万円未満のもの ④		30万円を超え 50万円未満のもの ⑤		50万円を超え 350万円未満のもの ⑥		350万円を超え 420万円未満のもの ⑦				
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格			
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円				
木 造	建築分	専用住宅	5	194	10	1,566	6	1,297	8	2,091	26	10,218	273	482,238	248	1,005,023	
	}	併用住宅									1	399	3	8,935			
		その他	1	31					1	232	11	4,658	167	327,776	30	115,935	
	}	承継分	専用住宅	8	473	35	5,209	38	7,787	51	13,423	117	47,552	2,708	4,640,481	168	647,551
		併用住宅			2	259	2	422	2	545	13	5,249	141	252,273	14	53,004	
	その他	1	119	33	4,875	9	1,848	14	3,630	52	20,379	217	299,339	13	49,498		
	小 計	15	817	80	11,909	55	11,354	76	19,921	220	88,455	3,509	6,011,042	473	1,871,011		
非 木 造	建築分	専用住宅	7	654	5	671	1	221	7	1,936	13	5,021	50	65,799	16	63,303	
	}	併用住宅															
		その他							5	1,311	2	824	65	119,698	12	47,266	
	}	承継分	専用住宅	2	131	1	124	1	211	6	1,662	3	1,313	91	207,622	26	100,892
		併用住宅												12	25,877		
	その他			2	303	5	1,036	4	1,100	6	2,268	83	131,096	9	34,369		
	小 計	9	785	8	1,098	7	1,468	22	6,009	24	9,426	301	550,092	63	245,830		
合 計	24	1,602	88	13,007	62	12,822	98	25,930	244	97,881	3,810	6,561,134	536	2,116,841			

区 分	420万円を超え 450万円未満のもの ⑧		450万円を超え 1,000万円未満のもの ⑨		1,000万円を超え 1,100万円未満のもの ⑩		1,100万円を超え 1,200万円未満のもの ⑪		1,200万円を超え 1,300万円未満のもの ⑫		1,300万円を超え 1,400万円未満のもの ⑬		1,400万円を超え 1,500万円未満のもの ⑭				
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格			
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円				
木 造	建築分	専用住宅	209	916,380	2,628	20,438,367	881	9,245,871	581	6,664,672	369	4,585,391	213	2,863,806	140	2,019,204	
	}	併用住宅			18	150,927	8	84,544	9	104,694	5	62,872	6	81,692	4	58,407	
		その他	13	56,476	137	951,833	15	157,250	10	115,200	7	87,661	6	80,071	6	87,222	
	}	承継分	専用住宅	54	235,194	263	1,489,741	4	41,657	4	46,485	1	12,103	1	13,422	1	14,852
		併用住宅			1	4,460	17	90,936									
	その他	4	17,527	15	95,704	1	10,800	3	33,989	2	25,418	1	13,777	1	14,918		
	小 計	281	1,230,037	3,078	23,217,508	909	9,540,122	607	6,965,040	384	4,773,445	227	3,052,768	152	2,194,603		
非 木 造	建築分	専用住宅	1	4,436	442	2,670,174	17	180,634	32	367,562	26	325,992	13	176,673	15	217,336	
	}	併用住宅															
		その他	3	12,846	59	404,184	5	53,056	4	44,823	6	74,539	2	27,225	7	100,543	
	}	承継分	専用住宅	6	25,944	199	1,373,927	7	73,536	19	215,448	11	140,547	4	54,660	12	171,373
		併用住宅			10	70,737	3	31,192									
	その他	7	30,532	49	331,212	2	21,438	3	34,734	6	73,761	5	67,928	2	28,857		
	小 計	17	73,758	759	4,850,234	34	359,856	58	662,567	49	614,839	24	326,486	36	518,109		
合 計	298	1,303,795	3,837	28,067,742	943	9,899,978	665	7,627,607	433	5,388,284	251	3,379,254	188	2,712,712			

区 分	1,500万円を超え 1,600万円以下のもの ⑮		1,600万円を超え 1,700万円以下のもの ⑯		1,700万円を超え 1,800万円以下のもの ⑰		1,800万円を超え 1,900万円以下のもの ⑱		1,900万円を超え 2,000万円以下のもの ⑲		2,000万円を超えるもの ⑳		合 計 ㉑			
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格		
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円			
木 造	建築分	専用住宅	88	1,359,504	56	918,788	36	628,612	21	387,801	8	155,110	71	1,872,364	5,877	53,558,497
	建築分	併用住宅	9	140,357	4	65,029	4	70,312	2	37,388	2	38,316	12	772,659	87	1,676,531
		その他	4	60,800	2	33,289	4	70,229	3	54,854	4	77,554	34	1,203,149	455	3,484,220
		承継分	専用住宅	1	15,557	2	33,516			2	37,002			2	47,825	3,460
	承継分	併用住宅											2	64,961	194	472,109
		その他					1	17,035					1	22,103	368	630,959
小 計			102	1,576,218	64	1,050,622	45	786,188	28	517,045	14	270,980	122	3,983,061	10,441	67,172,146
非 木 造	建築分	専用住宅	2	31,336	1	16,348	6	105,129	6	110,755	2	39,617	10	612,388	672	4,995,985
	建築分	併用住宅											3	1,072,072	3	1,072,072
		その他	1	15,078	3	49,451	4	71,284	6	110,944	5	97,117	111	10,642,767	300	11,872,956
		承継分	専用住宅	24	373,211	1	16,426					2	38,742	22	1,906,457	437
	承継分	併用住宅									1	19,177	3	74,664	29	221,647
		その他	2	31,201	2	32,355	10	174,527	3	55,437	1	19,966	51	6,354,466	252	7,426,586
小 計			29	450,826	7	114,580	20	350,940	15	277,136	11	214,619	200	20,662,814	1,693	30,291,472
合 計			131	2,027,044	71	1,165,202	65	1,137,128	43	794,181	25	485,599	322	24,645,875	12,134	97,463,618

(3) 土 地

区 分	① 価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの				② 法第73条の14第6項から第10項まで及び第14項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当し、全額控除されたもの				③ 法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①、②に該当する以外のもの				④ 法第73条の14第6項から第10項まで及び第14項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当したもので②以外のもの		⑤ 課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの		
	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	控除額	件数	面積	価格
		㎡	千円	千円		㎡	千円	千円		㎡	千円	千円		千円		㎡	千円
住宅用宅地	822	56,817	20,056	40,112					8,918	8,049,913	20,828,786	41,657,572					
上記以外の宅地	50	2,983	1,994	3,989					771	4,268,452	1,524,568	3,049,136					
農 地	967	1,282,473	22,480	22,480	1	9,656	982	982	1,205	12,000,934	647,222	647,222	526	99,933			
山 林	319	450,533	556	556					204	7,096,099	82,138	82,138					
そ の 他	96	208,127	649	649					88	3,531,822	45,385	45,385	1	111			
計	2,254	2,000,933	45,735	67,786	1	9,656	982	982	11,186	34,947,220	23,128,099	45,481,453	527	100,044			

- (注) 1 令和3年度課税分について記載した。
2 地目の区分で、農地等を宅地に転用するものについて宅地として評価して課税した分については、「宅地」の欄に計上した。
3 ①、②、③欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。
4 「特例適用前の価格」欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用前の額（固定資産税評価額）を記載した。

区 分	課税標準額 ③-④-⑤ ⑥	減免等される 前の税額 ⑦	法第73条の24の規定の適用により 全額減額されるもの ⑧		法第73条の24の規定に該当 したもので⑧以外のもの ⑨		⑦のうち、法第73条の25の規定 の適用により徴収猶予をしてい るもの		法第73条の27の2から法第73条の 27の7まで並びに法附則第11条の 4、第12条の規定により減額、納 税義務の免除をしたもの ⑩		法第73条の31、他法の規定によ り減免等をしたもの ⑪		調 定 額 ⑦-⑧-⑨ -⑩-⑪
			件 数	減額した額 千円	件 数	減額した額 千円	件 数	徴収猶予額 千円	件 数	減額、納税義務 の免除をした額 千円	件 数	減免等した額 千円	
住 宅 用 宅 地	20,828,786	624,287	1,427	58,719	719	44,540		33	1,504	1	13	519,511	
上 記 以 外 の 宅 地	1,524,568	45,667	63	1,404	20	1,022						43,241	
農 地	547,289	15,337						107	1,349	3	26	13,962	
山 林	82,138	2,444										2,444	
そ の 他	45,274	1,343										1,343	
計	23,028,055	689,078	1,490	60,123	739	45,562		140	2,853	4	39	580,501	

(4) 土地の価格段階別

区 分	10万円未満のもの ①		10万円以上 13万円以下のもの ②		13万円を超え 20万円以下のもの ③		20万円を超え 150万円以下のもの ④		150万円を超え 200万円以下のもの ⑤		200万円を超え 500万円以下のもの ⑥		500万円を超え 1,000万円以下のもの ⑦		1,000万円を超え 2,000万円以下のもの ⑧		2,000万円を超える もの ⑨		合 計 ⑩	
	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円
住 宅 用 宅 地	833	20,691	46	5,189	108	17,807	4,362	3,705,755	1,248	2,155,133	2,457	7,148,023	448	3,067,497	167	2,280,465	71	2,448,282	9,740	20,848,842
上 記 以 外 の 宅 地	58	2,524	11	1,291	43	7,225	469	323,371	61	104,598	121	383,770	35	238,722	17	226,293	6	238,768	821	1,526,562
農 地	983	23,212	86	9,762	204	33,838	835	437,750	35	60,957	27	85,769	3	19,396					2,173	670,684
山 林	320	651	57	6,437	51	8,331	86	40,692	4	6,556	4	14,470	1	5,557					523	82,694
そ の 他	99	834	16	1,790	23	3,705	40	17,694	2	3,343	3	9,029	1	9,639					184	46,034
計	2,293	47,912	216	24,469	429	70,906	5,792	4,525,262	1,350	2,330,587	2,612	7,641,061	488	3,340,811	184	2,506,758	77	2,687,050	13,441	23,174,816

(注) 「価格」欄については、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。

(5) 課税標準の特例の適用状況

区分	法第73条の14第1項(第2項を含み、法附則第11条第8項及び第11項に該当するものを除く。)に該当するもの(1,200万円控除特例)		法第73条の14第3項に該当するもの(耐震基準適合既存住宅控除特例)		法第73条の14第5項に該当するもの(公営住宅等控除特例)		法第73条の14第6項に該当するもの(収用控除特例)		法第73条の14第7項に該当するもの(市街地再開発事業)		法第73条の14第8項第1号に該当するもの(土地区画整理法)		法第73条の14第8項第2号に該当するもの(都市再開発法)		法第73条の14第8項第3号に該当するもの(防災街区整備法)		法第73条の14第9項第1号に該当するもの(農振地域(交換分合))		法第73条の14第9項第2号に該当するもの(農振地域(整備計画))		法第73条の14第10項に該当するもの(防災街区整備事業)		法第73条の14第11項に該当するもの(家庭的保育事業)(実績)		法第73条の14第11項に該当するもの(家庭的保育事業)(参酌基準による場合)		法第73条の14第12項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(実績)	
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	4,731	49,346,605					4	5,075																			
	承継分	145	1,951,122	658	1,915,289																							
	小計	4,876	51,297,727	658	1,915,289			4	5,075																			
土地							2	672																				
計	4,876	51,297,727	658	1,915,289			6	5,747																				

区分	法第73条の14第12項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(参酌基準による場合)		法第73条の14第13項に該当するもの(事業所内保育事業)(実績)		法第73条の14第13項に該当するもの(事業所内保育事業)(参酌基準による場合)		法第73条の14第14項に該当するもの(認定生活困窮者就労訓練事業)		法附則第11条第1項(農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画)		法附則第11条第2項(高規格堤防)		法附則第11条第3項(特定目的会社)		法附則第11条第4項(投資信託の引受け)		法附則第11条第5項(投資法人)		法附則第11条第6項(PFI[公共施設等])		法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(実績)		法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(参酌基準による場合)		法附則第11条第8項(認定長期優良住宅)		法附則第11条第9項(重要無形文化財)	
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分																								544	6,168,202		
	承継分																								2	19,477		
	小計																							546	6,187,679			
土地								526	100,339																			
計								526	100,339															546	6,187,679			

区分	法附則第11条第10項 (農林漁業経営近代化・合理化)		法附則第11条第11項 (サービス付き高齢者 向け賃貸住宅)		法附則第11条第12項 第1号イ (不動産特定共同事業契約: 小規模、既存家屋)		法附則第11条第12項 第1号ロ (不動産特定共同事業契約: 小規模、既存家屋の敷地)		法附則第11条第12項 第2号イ (不動産特定共同事業契約: 特定家屋の敷地)		法附則第11条第12項 第2号ハ (不動産特定共同事業契約: 建替え家屋)		法附則第11条第12項 第2号ニ (不動産特定共同事業契約: 増築等家屋)		法附則第11条第12項 第2号ホ (不動産特定共同事業契約: 増築等家屋の敷地)		法附則第11条第13項 (健康サポート薬局)		法附則第11条第14項 (低未利用土地)		法附則第11条第15項 (認定経営力向上計画)		法附則第11条第16項 (補遺・移住等環境整備 推進法人)		法附則第11条第17項 (居住誘導区域等権利設 定等促進計画)			
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
建築分		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
家																												
承継分																												
屋																												
小計																												
土地																												
計																												

区分	法附則第11条第18項 (鉄道建設・運輸施設整 備支援機構)		法附則第11条の5第1項 (宅地評価土地)		法附則第51条第1項 (東日本大震災による代替家 屋)		法附則第51条第2項 (東日本大震災による代替家屋 の敷地)		法附則第51条第3項 (東日本大震災による代替農用 地)		法附則第51条第4項 (東日本大震災に伴う原子力発 電所の事故による代替家屋)		法附則第51条第5項 (東日本大震災に伴う原子力発 電所の事故による代替家屋の 敷地)		法附則第51条第6項 (東日本大震災に伴う原子力発 電所の事故による代替農用地)		法附則第51条の2 (津波被災区域で行う土地改良 事業)		廃止後もなおその効力を 有する課税標準の特例の 規定に該当するもの		その他課税標準の特例 の規定に該当するもの		合計					
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額		
建築分		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
家					1	8,045																		5,280	55,527,927			
承継分					1	12,224																		806	3,898,112			
屋																												
小計					2	20,269																	6,086	59,426,039				
土地			9,691	22,286,980																				10,219	22,387,991			
計			9,691	22,286,980	2	20,269																	16,305	81,814,030				

(6) 減額、納税義務の免除、徴収猶予の適用状況

区分	法第73条の2第7項に該当するもの (附帯設備分減額)		法第73条の24第1項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用住宅用地(2年以内新築))		法第73条の24第1項第2号に該当するもの (特例適用住宅用地(1年前内新築))		法第73条の24第1項第3号に該当するもの (特例適用住宅用地(新築1年以内))		法第73条の24第2項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐震基準適合既存住宅用地(1年以内))		法第73条の24第2項第2号に該当するもの (特例適用耐震基準適合既存住宅用地(1年前内))		法第73条の24第3項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐震基準不適合既存住宅用地(1年以内))		法第73条の24第3項第2号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐震基準不適合既存住宅用地(1年前内))		法第73条の27の2に該当するもの (耐震基準不適合住宅)		
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	
家	1	千円 325		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	
減額をしたもの 納税義務を免除したもの																			
屋			1,098	57,039	16	849	435	18,401	680	29,396		千円		千円		千円		千円	
減額をしたもの 納税義務を免除したもの																			
地																			
合計	1	325	1,098	57,039	16	849	435	18,401	680	29,396									

区分	法第73条の27の3に該当するもの (被収用不動産の代替不動産)		法第73条の27の4に該当するもの (譲渡担保財産)		法第73条の27の5第1項(第2項を含む。)に該当するもの (第2種市街地再開発事業)		法第73条の27の6に該当するもの (農地利用集積円滑化団体等)		法第73条の27の7に該当するもの (土地改良区)		法附則第11条の4第1項(第2項を含む。)に該当するもの (心身障害者多数雇用事業所)		法附則第11条の4第3項に該当するもの (サービス付き高齢者向け賃貸住宅)		法附則第11条の4第4項(第5項を含む。)に該当するもの (買取再販事業(住宅))		法附則第11条の4第6項(第7項を含む。)に該当するもの (買取再販事業(土地))	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	41	2,220		千円
減額をしたもの 納税義務を免除したもの																		
屋						千円		千円		千円		千円					33	1,504
減額をしたもの 納税義務を免除したもの																		
地							105	1,201										
合計							105	1,201					41	2,220	33	1,504		

区分	法附則第12条第1項(第3項を含む。)に該当するもの		法附則第62条第1項に該当するもの (耐震基準不適合住宅)		法附則第62条第2項に該当するもの		廃止後もなおその効力を有する減免等の規定に該当するもの		その他減免等の規定に該当するもの		合計	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家		千円		千円		千円		千円		千円	42	2,545
減額をしたもの 納税義務を免除したもの												
屋						千円		千円	35	97,952	35	97,952
減額をしたもの 納税義務を免除したもの												
地	2	148				千円		千円	4	39	111	1,388
減額をしたもの 納税義務を免除したもの												
合計	2	148							39	97,991	2,450	209,074

6 ゴルフ場利用税に関する調

区分	税率	施設数	利用人員 ①	非課税利用人員						差引利用人員 ①－(②+③+④+⑤+⑥+⑦)	調定額
				法第75条の2 第1号に該当 する者 ②	法第75条の2 第2号に該当 する者 ③	法第75条の2 第3号に該当 する者 ④	法第75条の3 第1号に該当 する者 ⑤	法第75条の3 第2号に該当 する者 ⑥	法附則第12条 の2に該当す る者 ⑦		
ゴ	1,200円 1,100円以上1,200円未満 1,000円以上1,100円未満 800円超1,000円未満 800円	1	29,812	60	7,298	145	44	33		22,232	18,806
	600円以上800円未満 400円以上600円未満 400円未満	3	74,639	113	13,886	501		35		60,104	27,543
	小計	4	104,451	173	21,184	646	44	68		82,336	46,349
	18ホールを超えるもの										
ル	1,200円 1,100円以上1,200円未満 1,000円以上1,100円未満 800円超1,000円未満 800円	1	24,720	32	2,912	29				21,747	15,342
	600円以上800円未満 400円以上600円未満 400円未満	7	169,523	497	27,735	509		26		140,756	68,329
	小計	9	217,357	595	34,489	558		26		181,689	93,828
	18ホール未満9ホールを超えるもの										
フ	500円以上 400円以上500円未満 300円以上400円未満 300円未満										
	小計										
	9ホール										
場	500円以上 400円以上500円未満 300円以上400円未満 300円未満	2	18,141	260	4,439	89		27		13,326	5,331
	小計	2	18,141	260	4,439	89		27		13,326	5,331
	計	15	339,949	1,028	60,112	1,293	44	121		277,351	145,508

(注) 1 「施設数」欄には、令和4年2月末日現在における税率区分の別により、同日現在の実数を記載した。ただし、1つの施設で2月末日現在の適用税率が夏期の適用税率に比べ低いときは、夏期の適用税率によった。
 2 「利用人員」欄には、「施設数」欄に記載されている施設の令和3年3月1日から令和4年2月末日までの間の利用人員（延数）を記載した。
 3 「非課税利用人員」欄には、上記2の利用人員のうち、法第75条の2又は第75条の3又は附則第12条の2の規定による非課税措置の適用を受けた利用人員（延数）を記載した。

7 自動車税に関する調

(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する調

ア 新車

区 分	新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課 税 台 数 ①-②	取 得 価 額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	ASV特例に係る控除額 ⑤	課 税 標 準 額 ③-(④+⑤)	税 額				
					千円	千円	千円	千円	千円				
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用	9						30,021	30,021	600	
			自家用	10,351	5,253	27	5,098		3,500	15,368,278	15,368,278	320,871	
			計	10,360	5,253	27	5,107		3,500	15,398,299	15,398,299	321,471	
		小型車	営業用	57	49		8		15,000		15,629	15,629	238
			自家用	11,312	3,164	216	8,148			13,838,273	13,838,273	292,120	
			計	11,369	3,213	216	8,156		15,000	13,853,902	13,853,902	292,358	
			計	66	49	17	60,650	15,000		45,650	45,650	838	
			計	21,663	8,417	243	13,246		3,500	29,206,551	29,206,551	612,991	
			計	21,729	8,466	243	13,263	15,000	3,500	29,252,201	29,252,201	613,829	
		トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	338	129		209		402,500	2,504,913	2,504,913	14,225
	自家用			1,346	425		921		1,641,500	3,837,668	3,837,668	63,762	
			計	1,684	554		1,130		2,044,000	6,342,581	6,342,581	77,987	
	けん引車		営業用	74	3		71			937,950	937,950	8,112	
			自家用	12	5		7			120,341	120,341	2,675	
			計	86	8		78			1,058,291	1,058,291	10,787	
	被けん引車		営業用	41			41			448,504	448,504	8,970	
			自家用	14	4		10			78,066	78,066	2,341	
			計	55	4		51			526,570	526,570	11,311	
	貨客兼用車		営業用	12	9		3			4,430	4,430	88	
		自家用	1,855	853		1,002		45,500	1,873,694	1,873,694	49,524		
	計	1,867	862		1,005		45,500	1,878,124	1,878,124	49,612			
	計	465	141		324		402,500	3,895,797	3,895,797	31,395			
	計	3,227	1,287		1,940		1,687,000	5,909,769	5,909,769	118,302			
	計	3,692	1,428		2,264		2,089,500	9,805,566	9,805,566	149,697			
バス	営業用	一般乗合用	11	8		3		30,000	33,600	33,600	336		
		一般乗合用以外	7	6		1			7,000	3,838	38		
	自家用	60	39		21			42,000	81,868	81,868	1,892		
	計	78	53		25		30,000	49,000	119,306	119,306	2,266		
三輪の小型自動車	営業用												
	自家用												
	計												

区 分	新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課 税 台 数 ①-②	取 得 価 額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	A S V特例に係る控除額 ⑤	課 税 標 準 額 ③- (④+⑤)	税 額		
					千円	千円	千円	千円	千円		
特 種 用 途 車	営業用	348	32	4	316	4,508,724		176,750	4,331,974	30,946	
	自家用	619	309	69	310	1,895,896		339,500	1,556,396	28,187	
	計	967	341	73	626	6,404,620		516,250	5,888,370	59,133	
	営業用	897	236	4	661	8,942,109	45,000	586,250	8,310,859	63,553	
	自家用	25,569	10,052	312	15,517	38,826,584		2,072,000	36,754,584	761,372	
計	26,466	10,288	316	16,178	47,768,693	45,000	2,658,250	45,065,443	824,925		
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用	12	1		11	15,849			15,849	293
		自家用	14,842	10,341	27	4,501	6,745,869			6,745,869	71,823
		計	14,854	10,342	27	4,512	6,761,718			6,761,718	72,116
	四 輪 ト ラ ッ ク	営業用	217	7		210	226,892			226,892	4,438
		自家用	5,415	80		5,335	5,554,659			5,554,659	110,015
		計	5,632	87		5,545	5,781,551			5,781,551	114,453
	三 輪 車	営業用									
		自家用									
		計									
	計	営業用	229	8		221	242,741			242,741	4,731
		自家用	20,257	10,421	27	9,836	12,300,528			12,300,528	181,838
		計	20,486	10,429	27	10,057	12,543,269			12,543,269	186,569
総 計	営業用	1,126	244	4	882	9,184,850	45,000	586,250	8,553,600	68,284	
	自家用	45,826	20,473	339	25,353	51,127,112		2,072,000	49,055,112	943,210	
	計	46,952	20,717	343	26,235	60,311,962	45,000	2,658,250	57,608,712	1,011,494	

- (注)1 「新規登録、新規検査又は届出台数」欄には、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局等に新規登録、新規検査又は届出のあった台数を記載した。ただし、中古新規に係る登録台数は、中古車に含めた。
- 2 「非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち、法第148条、法第149条、第150条、法第445条、法第446条、第447条、法附則第12条の2の10第1項、第2項、第3項、第29条の8の2、第53条の2第1項から第3項及び第57条第1項から第3項の規定の適用を受けた自動車等、条例により課税免除又は全額を減免した自動車等の台数を記載した。
- 3 「課税台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち自動車税（環境性能割）又は軽自動車税（環境性能割）が課税された台数を記載した。
- 4 「バリアフリー特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第1項から第3項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。
- 5 「A S V特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第4項から第6項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。
- 6 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分によった。
- 7 「特種用途車」欄には、いわゆる8ナンバーの自動車と0ナンバーの軽自動車を記載した。
- 8 軽自動車税（環境性能割）については、県が徴収した令和3年2月から令和4年1月（市町村への払い込みが令和3年4月から令和4年3月）分の実績を記載した。

イ 中古車

区 分	新規登録、 新規検査又 は届出台数 ①	移転登録 台 数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課 税 台 数 ④-⑤	取 得 価 額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額		
								千円	千円	千円		
自動車 税 環 境 性 能 割	乗 用 車	普 通 車	営業用	17	17	16	50	50				
			自家用	10,489	12,324	4,192	27,005	25,551	17	1,454	1,721,888	37,130
		計	10,506	12,341	4,208	27,055	25,601	17	1,454	1,721,888	37,130	
		小 型 車	営業用	33	23	25	81	81				
			自家用	7,039	12,915	4,056	24,010	22,923	21	1,087	850,504	16,725
		計	7,072	12,938	4,081	24,091	23,004	21	1,087	850,504	16,725	
	計	50	40	41	131	131						
	計	17,528	25,239	8,248	51,015	48,474	38	2,541	2,572,392	53,855		
	計	17,578	25,279	8,289	51,146	48,605	38	2,541	2,572,392	53,855		
	トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	364	626	434	1,424	1,347	77	186,701	186,701	1,285
			自家用	1,451	2,408	1,112	4,971	4,852	119	231,343	231,343	3,722
			計	1,815	3,034	1,546	6,395	6,199	196	418,044	418,044	5,007
		けん引車	営業用	49	94	91	234	223	11	41,106	41,106	410
			自家用	17	8	3	28	24	4	8,259	8,259	189
		計	66	102	94	262	247	15	49,365	49,365	599	
被けん引車		営業用	33	43	55	131	125	6	12,377	12,377	247	
		自家用	13	7	7	27	25	2	2,254	2,254	68	
計		46	50	62	158	150	8	14,631	14,631	315		
貨客兼用車		営業用	8	12	32	52	52					
	自家用	1,221	1,386	746	3,353	3,297	56	50,725	50,725	1,298		
	計	1,229	1,398	778	3,405	3,349	56	50,725	50,725	1,298		
計	454	775	612	1,841	1,747	94	240,184	240,184	1,942			
計	2,702	3,809	1,868	8,379	8,198	181	292,581	292,581	5,277			
計	3,156	4,584	2,480	10,220	9,945	275	532,765	532,765	7,219			
バス	営業用	一般乗合用	21	10	34	65	63	2	8,849	8,849	99	
		一般乗合外	50	47	72	169	167	2	1,942	1,942	39	
	自家用	49	93	37	179	172	7	5,497	5,497	142		
	計	120	150	143	413	402	11	16,288	16,288	280		
三輪の小型自動車	営業用											
	自家用											
計												

区 分	新規登録、 新規検査又は届出台数 ①	移転登録 台数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課税台数 ④-⑤	取得価額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額	
特 種 用 途 車	営業用	201	450	371	1,022	954	68	182,355	182,355	1,315	
	自家用	446	632	467	1,545	1,505	40	76,859	76,859	1,370	
	計	647	1,082	838	2,567	2,459	108	259,214	259,214	2,685	
	営業用	776	1,322	1,130	3,228	3,062	166	433,330	433,330	3,395	
	自家用	20,725	29,773	10,620	61,118	58,349	38	2,947,329	2,947,329	60,644	
計	21,501	31,095	11,750	64,346	61,411	38	2,935	3,380,659	3,380,659	64,039	
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用	10	7	11	28	28				
		自家用	22,862	33,694	8,559	65,115	64,342	773	526,214	526,214	5,538
		計	22,872	33,701	8,570	65,143	64,370	773	526,214	526,214	5,538
	四 輪 ト ラ ッ ク	営業用	137	88	126	351	343	8	4,293	4,293	86
		自家用	5,561	10,552	1,896	18,009	17,690	319	187,005	187,005	3,678
		計	5,698	10,640	2,022	18,360	18,033	327	191,298	191,298	3,764
	三 輪 車	営業用									
		自家用									
		計									
	計	営業用	147	95	137	379	371	8	4,293	4,293	86
自家用		28,423	44,246	10,455	83,124	82,032	1,092	713,219	713,219	9,216	
計		28,570	44,341	10,592	83,503	82,403	1,100	717,512	717,512	9,302	
総 計	営業用	923	1,417	1,267	3,607	3,433	174	437,623	437,623	3,481	
	自家用	49,148	74,019	21,075	144,242	140,381	38	3,660,548	3,660,548	69,860	
	計	50,071	75,436	22,342	147,849	143,814	38	4,035	4,098,171	4,098,171	73,341

- (注) 1 「移転登録台数」欄には、道路運送車両法第13条に規定する移転登録台数、所有者の変更により道路運送車両法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けた台数を記載した。
- 2 「自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係るもの」欄には、所有権留保付売買が行われたことに伴い道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けたもの及び同法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入(使用者変更)を受けたものを記載した。
- 3 「課税台数」欄には、「計」に記載された台数のうち自動車税(環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)が課税された台数を記載した。
- 4 その他、前記アに準じて記載した。

ウ 新車・中古車

区 分	新規登録、新規検査、届出台数、移転登録台数、自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係る台数	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額	バリアフリー特例に係る控除額	ASV特例に係る控除額	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額					
	①	②			③ 千円	④ 千円	⑤ 千円	千円	千円					
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用	59	50				9	30,021			30,021	600
			自家用	37,356	30,804	44	6,552	17,093,666		3,500	17,090,166			358,001
			計	37,415	30,854	44	6,561	17,123,687		3,500	17,120,187			358,601
		小型車	営業用	138	130		8	30,629	15,000		15,629			238
			自家用	35,322	26,087	237	9,235	14,688,777			14,688,777			308,845
			計	35,460	26,217	237	9,243	14,719,406	15,000		14,704,406			309,083
			計	197	180		17	60,650	15,000		45,650			838
			自家用	72,678	56,891	281	15,787	31,782,443		3,500	31,778,943			666,846
			計	72,875	57,071	281	15,804	31,843,093	15,000	3,500	31,824,593			667,684
		トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	1,762	1,476		286	3,094,114		402,500	2,691,614		
	自家用			6,317	5,277		1,040	5,710,511		1,641,500	4,069,011			67,484
	計			8,079	6,753		1,326	8,804,625		2,044,000	6,760,625			82,994
	けん引車		営業用	308	226		82	979,056			979,056			8,522
			自家用	40	29		11	128,600			128,600			2,864
			計	348	255		93	1,107,656			1,107,656			11,386
	被けん引車		営業用	172	125		47	460,881			460,881			9,217
			自家用	41	29		12	80,320			80,320			2,409
			計	213	154		59	541,201			541,201			11,626
	貨客兼用車		営業用	64	61		3	4,430			4,430			88
		自家用	5,208	4,150		1,058	1,969,919		45,500	1,924,419			50,822	
	計	5,272	4,211		1,061	1,974,349		45,500	1,928,849			50,910		
	計	2,306	1,888		418	4,538,481		402,500	4,135,981			33,337		
	自家用	11,606	9,485		2,121	7,889,350		1,687,000	6,202,350			123,579		
	計	13,912	11,373		2,539	12,427,831		2,089,500	10,338,331			156,916		
バス	営業用	一般乗合用	76	71		5	72,449	30,000		42,449			435	
		一般乗合用以外	176	173		3	12,780		7,000	5,780			77	
	自家用	239	211		28	129,365		42,000	87,365			2,034		
	計	491	455		36	214,594	30,000	49,000	135,594			2,546		
三輪の小型自動車	営業用													
	自家用													
	計													

区 分	新規登録、新規検査、届出台数、移転登録台数、自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係る台数	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額	バリアフリー特例に係る控除額	ASV特例に係る控除額	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額	
										①
特 種 用 途 車	営業用	1,370	986	4	384	4,691,079		176,750	4,514,329	32,261
	自家用	2,164	1,814	69	350	1,972,755		339,500	1,633,255	29,557
	計	3,534	2,800	73	734	6,663,834		516,250	6,147,584	61,818
	営業用	4,125	3,298	4	827	9,375,439	45,000	586,250	8,744,189	66,948
	自家用	86,687	68,401	350	18,286	41,773,913		2,072,000	39,701,913	822,016
	計	90,812	71,699	354	19,113	51,149,352	45,000	2,658,250	48,446,102	888,964
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用	40	29		11	15,849		15,849	293
		自家用	79,957	74,683	27	5,274	7,272,083		7,272,083	77,361
		計	79,997	74,712	27	5,285	7,287,932		7,287,932	77,654
	四 輪 ト ラ ッ ク	営業用	568	350		218	231,185		231,185	4,524
		自家用	23,424	17,770		5,654	5,741,664		5,741,664	113,693
		計	23,992	18,120		5,872	5,972,849		5,972,849	118,217
	三 輪 車	営業用								
		自家用								
		計								
	計	営業用	608	379		229	247,034		247,034	4,817
		自家用	103,381	92,453	27	10,928	13,013,747		13,013,747	191,054
		計	103,989	92,832	27	11,157	13,260,781		13,260,781	195,871
総 計	営業用	4,733	3,677	4	1,056	9,622,473	45,000	586,250	8,991,223	71,765
	自家用	190,068	160,854	377	29,214	54,787,660		2,072,000	52,715,660	1,013,070
	計	194,801	164,531	381	30,270	64,410,133	45,000	2,658,250	61,706,883	1,084,835

(注) 前記ア及びイに準じて記載した。

エ 取得価額段階別（新車）

区	分	50万円以下の台数	50万円を超え100万円以下のもの		100万円を超え150万円以下のもの		150万円を超え200万円以下のもの		200万円を超え250万円以下のもの		250万円を超え300万円以下のもの		300万円を超えるもの		合 計										
			台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額					
			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円						
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用																						
			自家用	20			2	2,942	88	552	1,018,032	22,968	825	1,856,636	38,318	2,262	6,136,463	122,367	1,457	6,357,705	137,130	5,098	15,371,778	320,871	
		計	20			2	2,942	88	552	1,018,032	22,968	825	1,856,636	38,318	2,263	6,139,152	122,421	1,465	6,385,037	137,676	5,107	15,401,799	321,471		
		小型車	営業用				2	2,852	14	3	5,241	105	2	4,383	56				1	18,153	63	8	30,629	238	
			自家用				1,848	2,490,318	44,375	5,522	9,534,371	212,201	596	1,329,006	26,857	176	465,868	8,398	6	18,710	289	8,148	13,838,273	292,120	
		計				1,850	2,493,170	44,389	5,525	9,539,612	212,306	598	1,333,389	26,913	176	465,868	8,398	7	36,863	352	8,156	13,868,902	292,358		
		計				2	2,852	14	3	5,241	105	2	4,383	56	1	2,689	54	9	45,485	609	17	60,650	838		
		計				20	1,850	2,493,260	44,463	6,074	10,552,403	235,169	1,421	3,185,642	65,175	2,438	6,602,331	130,765	1,463	6,376,415	137,419	13,246	29,210,051	612,991	
		計				20	1,852	2,496,112	44,477	6,077	10,557,644	235,274	1,423	3,190,025	65,231	2,439	6,605,020	130,819	1,472	6,421,900	138,028	13,263	29,270,701	613,829	
		トラック	けん引車	営業用	4	7	5,956	59	6	7,872	60	2	3,118	31				8	22,770	245	186	2,867,697	13,830	209	2,907,413
	自家用			30	16	13,627	257	199	257,397	4,731	36	60,978	1,135	28	60,959	1,805	113	307,210	5,552	529	4,778,997	50,282	921	5,479,168	63,762
	計		34	23	19,583	316	205	265,269	4,791	38	64,096	1,166	28	60,959	1,805	121	329,980	5,797	715	7,646,694	64,112	1,130	8,386,581	77,987	
	被けん引車		営業用																	71	937,950	8,112	71	937,950	8,112
			自家用																	7	120,341	2,675	7	120,341	2,675
	計																		78	1,058,291	10,787	78	1,058,291	10,787	
	貨客兼用車		営業用																	41	448,504	8,970	41	448,504	8,970
			自家用	4	3	2,016	60													7	76,050	2,281	10	78,066	2,341
	計		4	3	2,016	60													48	524,554	11,251	51	526,570	11,311	
	計																			3	4,430	88	3	4,430	88
	計																		298	431,900	12,702	441	681,033	20,406	
計																		300	434,808	12,760	442	682,555	20,436		
計																		4	5,956	59	8	10,780	118		
計																		8	10,780	118	3	4,640	61		
計																		8	10,780	118	3	4,640	61		
計																		8	10,780	118	3	4,640	61		
計																		8	10,780	118	3	4,640	61		
計																		8	10,780	118	3	4,640	61		
計																		8	10,780	118	3	4,640	61		
バス	営業用	一般乗合用																	3	63,600	336	3	63,600	336	
		一般乗合用以外																	1	10,838	38	1	10,838	38	
計																		4	74,438	374	4	74,438	374		
三輪の小型自動車	営業用	営業用																							
		自家用																	1	2,461	49	3	8,922	268	
計																		1	2,461	49	3	8,922	268		
特種用途車	営業用	営業用																							
		自家用	20	11	8,196	152	29	35,578	549	52	84,528	2,152	3	7,066	165	26	72,557	1,495	189	1,687,971	23,674	310	1,895,896	28,187	
計	20	11	8,196	152	29	35,578	549	52	84,528	2,152	4	9,363	211	37	102,563	1,645	493	6,164,392	54,424	626	6,404,620	59,133			
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	
計																			4	5,956	59	10	13,632	132	

区 分	50万円以下の台数	50万円を超え100万円以下のもの			100万円を超え150万円以下のもの			150万円を超え200万円以下のもの			200万円を超え250万円以下のもの			250万円を超え300万円以下のもの			300万円を超えるもの			合 計				
		台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額		
軽自動車税	四輪乗用車	営業用	1	千円	955	19	千円	6	7,928	158	4	6,966	116								11	15,849	293	
		自家用	10,321	148	127,548	1,522	1,983	2,712,798	28,420	2,356	3,871,006	41,511	3	6,152	61	11	28,365	309			4,501	6,745,869	71,823	
		計	10,322	149	128,503	1,541	1,989	2,720,726	28,578	2,360	3,877,972	41,627	3	6,152	61	11	28,365	309			4,512	6,761,718	72,116	
環境性能割	四輪トラック	営業用	6	28	25,550	450	182	201,342	3,988												210	226,892	4,438	
		自家用	64	2,423	2,207,630	43,933	2,870	3,282,619	64,795	42	64,410	1,287									5,335	5,554,659	110,015	
		計	70	2,451	2,233,180	44,383	3,052	3,483,961	68,783	42	64,410	1,287									5,545	5,781,551	114,453	
環境性能割	三輪車	営業用	7	29	26,505	469	188	209,270	4,146	4	6,966	116									221	242,741	4,731	
		自家用	10,385	2,571	2,335,178	45,455	4,853	5,995,417	93,215	2,398	3,935,416	42,798	3	6,152	61	11	28,365	309			9,836	12,300,528	181,838	
		計	10,392	2,600	2,361,683	45,924	5,041	6,204,687	97,361	2,402	3,942,382	42,914	3	6,152	61	11	28,365	309			10,057	12,543,269	186,569	
総 計	計	営業用	11	36	32,461	528	198	222,902	4,278	10	16,847	282	3	6,680	102	20	55,465	449	615	8,850,495	62,645	882	9,184,850	68,284
		自家用	10,462	2,601	2,359,017	45,924	7,229	9,213,552	155,660	9,001	15,314,358	301,660	1,500	3,358,349	70,135	2,718	7,373,396	144,794	2,304	13,508,440	225,037	25,353	51,127,112	943,210
		計	10,473	2,637	2,391,478	46,452	7,427	9,436,454	159,938	9,011	15,331,205	301,942	1,503	3,365,029	70,237	2,738	7,428,861	145,243	2,919	22,358,935	287,682	26,235	60,311,962	1,011,494

オ 取得価額段階別（中古車）

区 分	50万円以下の台数	50万円を超え70万円以下のもの			70万円を超え90万円以下のもの			90万円を超え110万円以下のもの			110万円を超え130万円以下のもの			130万円を超え150万円以下のもの			150万円を超えるもの			合 計				
		台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額		
自動車税	乗用車	普通車	36																					
		小型車	18,934	422	249,006	5,300	268	213,964	4,503	188	186,577	4,131	149	177,678	3,732	112	156,700	3,720	315	737,963	15,744	1,454	1,721,888	37,130
		計	18,970	422	249,006	5,300	268	213,964	4,503	188	186,577	4,131	149	177,678	3,732	112	156,700	3,720	315	737,963	15,744	1,454	1,721,888	37,130
環境性能割	けん引車	営業用	68																					
		自家用	18,651	466	277,679	5,163	351	280,800	5,348	197	196,244	4,350	55	66,089	1,267	10	13,860	307	8	15,832	290	1,087	850,504	16,725
		計	18,719	466	277,679	5,163	351	280,800	5,348	197	196,244	4,350	55	66,089	1,267	10	13,860	307	8	15,832	290	1,087	850,504	16,725
環境性能割	けん引車	営業用	104																					
		自家用	37,585	888	526,685	10,463	619	494,764	9,851	385	382,821	8,481	204	243,767	4,999	122	170,560	4,027	323	753,795	16,034	2,541	2,572,392	53,855
		計	37,689	888	526,685	10,463	619	494,764	9,851	385	382,821	8,481	204	243,767	4,999	122	170,560	4,027	323	753,795	16,034	2,541	2,572,392	53,855
環境性能割	被けん引車	営業用	571	11	6,353	48	10	7,689	45	11	10,899	89	9	11,070	110	4	5,556	28	32	145,134	965	77	186,701	1,285
		自家用	3,363	25	15,011	190	13	10,299	165	6	5,784	96	14	16,161	254	3	4,074	81	58	180,014	2,936	119	231,343	3,722
		計	3,934	36	21,364	238	23	17,988	210	17	16,683	185	23	27,231	364	7	9,630	109	90	325,148	3,901	196	418,044	5,007
環境性能割	けん引車	営業用	116	2	1,097	5	2	1,587	16	1	1,046	5									11	41,106	410	
		自家用	11	1	569	6															3	7,690	183	
		計	127	3	1,666	11	2	1,587	16	1	1,046	5								15	49,365	599		
環境性能割	被けん引車	営業用	72																		6	12,377	247	
		自家用	13																		2	2,254	68	
		計	85																	8	14,631	315		

区 分	50万円以下の台数	50万円を超え70万円以下のもの			70万円を超え90万円以下のもの			90万円を超え110万円以下のもの			110万円を超え130万円以下のもの			130万円を超え150万円以下のもの			150万円を超えるもの			合 計				
		台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額		
自動車税	トラック	営業用	24																					
		家用	2,491	23	13,957	391	12	9,091	241	7	6,703	181	6	7,298	180	2	2,759	55	6	10,917	250	56	50,725	1,298
		計	2,515	23	13,957	391	12	9,091	241	7	6,703	181	6	7,298	180	2	2,759	55	6	10,917	250	56	50,725	1,298
	バス	営業用	783	13	7,450	53	13	10,166	79	12	11,945	94	10	12,187	132	5	6,996	57	41	191,440	1,527	94	240,184	1,942
		家用	5,878	49	29,537	587	26	20,254	432	13	12,487	277	20	23,459	434	6	8,223	178	67	198,621	3,369	181	292,581	5,277
		計	6,661	62	36,987	640	39	30,420	511	25	24,432	371	30	35,646	566	11	15,219	235	108	390,061	4,896	275	532,765	7,219
	三輪の小型自動車	営業用	24																					
		家用	58	1	571	12																		
		計	124	4	2,337	47																		
	特殊用途車	営業用	206	5	2,908	59																		
		家用	24																					
		計	24																					
三輪の小型自動車	営業用	399	19	10,873	79	7	5,256	33	7	7,102	45	3	3,486	17	1	1,340	7	31	154,298	1,134	68	182,355	1,315	
	家用	1,009	5	2,909	58	3	2,521	42	5	5,179	124	4	4,748	108	3	4,298	86	20	57,204	952	40	76,859	1,370	
	計	1,408	24	13,782	137	10	7,777	75	12	12,281	169	7	8,234	125	4	5,638	93	51	211,502	2,086	108	259,214	2,685	
軽自動車税	営業用	1,368	33	18,894	144	20	15,422	112	20	20,055	159	13	15,673	149	7	9,707	91	73	353,579	2,740	166	433,330	3,395	
	家用	44,596	946	561,468	11,155	648	517,539	10,325	405	402,327	8,937	228	271,974	5,541	132	184,401	4,331	410	1,009,620	20,355	2,769	2,947,329	60,644	
	計	45,964	979	580,362	11,299	668	532,961	10,437	425	422,382	9,096	241	287,647	5,690	139	194,108	4,422	483	1,363,199	23,095	2,935	3,380,659	64,039	
軽自動車税	営業用	27																						
	家用	64,315	433	254,743	2,802	301	234,779	2,371	39	36,692	365													
	計	64,342	433	254,743	2,802	301	234,779	2,371	39	36,692	365													
軽自動車税	営業用	331	8	4,293	86																			
	家用	17,689	307	177,526	3,495	12	9,479	183																
	計	18,020	315	181,819	3,581	12	9,479	183																
軽自動車税	営業用	358	8	4,293	86																			
	家用	82,004	740	432,269	6,297	313	244,258	2,554	39	36,692	365													
	計	82,362	748	436,562	6,383	313	244,258	2,554	39	36,692	365													
軽自動車税	営業用	1,726	41	23,187	230	20	15,422	112	20	20,055	159	13	15,673	149	7	9,707	91	73	353,579	2,740	174	437,623	3,481	
	家用	126,600	1,686	993,737	17,452	961	761,797	12,879	444	439,019	9,302	228	271,974	5,541	132	184,401	4,331	410	1,009,620	20,355	3,861	3,660,548	69,860	
	計	128,326	1,727	1,016,924	17,682	981	777,219	12,991	464	459,074	9,461	241	287,647	5,690	139	194,108	4,422	483	1,363,199	23,095	4,035	4,098,171	73,341	

(注) 1 「50万円以下の台数」欄には、法第158条及び法第452条の規定により免税点の適用を受けた台数を記載した。
2 「税額」欄には、取得年度に関わらず、令和3年度に調定した金額を記載し、「税額」以外の欄には、令和3年度に取得したものを記載した。

(2) 自動車税種別割に関する調

区分	賦課期日		②の					⑥のうち 国軍隊 の構成 員等分 ⑦	⑧のうち 軽減の もの ⑨	⑩のうち 軽減の もの ⑩	⑪のうち ちグリ ーン化 による 重課の 適用を 受けた もの ⑪	⑫のうち ガソリン 車又はL PG車 ⑫	⑬のうち ちディ ーゼル 車 ⑬	賦課期日					年度末					⑳のうち ち身体 障害者 等に係 るもの ㉑	㉒のうち ち電気 を動力 源とする もの ㉒	㉓のうち ち天然 ガスを 動力源 とする もの ㉓	㉔のうち ちブラ グイン ハイブ リッド 車 ㉔	年度末 現在 調定額 ㉕			
	現在 登録台数 ①	日 現在台 数 ②	うち 非課税 台数 ③	うち 課税 免除 台数 ④	うち 減免 台数 ⑤	差引 課税台数 ②-③ +④+⑤ ⑥	⑭のうち に係る 調定額 ⑭							⑮のうち に係る 調定額 ⑮	⑯のうち に係る 調定額 ⑯	⑰のうち に係る 調定額 ⑰	⑱のうち に係る 調定額 ⑱	現在 登録台数 ⑳	現在 非課税 台数 ㉑	現在 課税免 除 台数 ㉒	現在 減免 台数 ㉓	現在 課税 台数 ㉔	現在 課税 台数 ㉕						現在 課税 台数 ㉖	現在 課税 台数 ㉗	現在 課税 台数 ㉘
営業用	1,000cc以下	17	17			17				2	2			130				17				15						16	3		122
	1,000cc超 1,500cc以下	400	400			400		26	26	6	5	1		3,251		65		49	10			457					458			3,464	
	1,500cc超 2,000cc以下	1,752	1,722			1,722		3	2	1	515	515		17,062		5	5	5,614				1,592					1,567	1		16,693	
	2,000cc超 2,500cc以下	30	27			27		1	1		8	3	5	378		4		47	79			30					27			378	
	2,500cc超 3,000cc以下	163	162			162					63	28	35	2,688				504	630			164					163			2,640	
	3,000cc超 3,500cc以下	2	2			2					1	1		38				21				2					2			38	
	3,500cc超 4,000cc以下																														
	4,000cc超 4,500cc以下	4	4			4					4	4		108				108				4					4			108	
	4,500cc超 6,000cc以下	2	2			2					2	2		63				62				2					2			62	
	6,000cc超																														
小計	2,370	2,336			2,336		30	29	1	601	560	41	23,718		74	5	6,422	719			2,266					2,239	3		1	23,505	
乗用	1,000cc以下	29,957	29,628	40	9	1,195	28,384	47		2,307	2,307		846,468	376			78,207	27,916	38	10	1,263	1,262	26,412	564		4		821,666			
	1,000cc超 1,500cc以下	146,631	144,513	379	77	6,229	137,828	1,189		26,468	26,463	5	4,858,881	9,849			1,047,935	198	136,285	358	86	6,523	6,518	127,908		32		4,691,437			
	1,500cc超 2,000cc以下	118,749	114,757	815	129	4,475	109,338	2,581		28,061	27,905	156	4,418,178	35,756			1,266,887	7,082	111,817	759	136	4,723	4,723	103,057	904		4,270,611				
	2,000cc超 2,500cc以下	50,406	48,351	272	11	1,247	46,821	850		15,141	14,715	426	2,148,150	15,874			724,627	20,299	47,977	241	12	1,320	1,320	44,538		4		2,081,769			
	2,500cc超 3,000cc以下	11,664	10,719	66	117	10,536	315			6,808	4,922	1,886	558,577	5,905			276,852	106,116	10,624	59	122				9,559	4		531,269			
	3,000cc超 3,500cc以下	6,511	6,208	15	2	6,191	206			2,677	2,508	169	362,939	3,914			161,018	10,728	6,094	11	2				5,790			349,460			
	3,500cc超 4,000cc以下	2,047	1,766	2		1,764	35			510	509	1	117,832	665			37,708	76	1,967	2					1,697			114,524			
	4,000cc超 4,500cc以下	1,150	993	4		989	15			795	787	8	81,907	285			67,452	658	1,044	3					891			78,669			
	4,500cc超 6,000cc以下	1,478	1,409	7		1,402	7			519	519		127,268	154			51,524		1,405	6					1,334			123,658			
	6,000cc超	63	63			63					17	17		7,230				2,169	66							65			7,005		
小計	368,656	358,407	1,600	345	13,146	343,316	5,245			83,303	80,652	2,651	13,527,430	72,778			3,714,379	145,157	345,195	1,477	368	13,829	13,823	321,251	564		944	13,070,068			
乗用(新税率適用分)	1,000cc以下	9,385	9,385	12	1	282	9,090	104	52	52			225,638		338	650		14,452	16	2	451	451	13,988	127				286,350			
	1,000cc超 1,500cc以下	12,471	12,471	12	5	341	12,113	3,633	3,286	347			290,306		26,288	5,378		21,100	33	7	547	547	20,499					405,612			
	1,500cc超 2,000cc以下	9,015	9,015	73	3	203	8,736	2,143	1,835	308			259,407		16,515	5,544		13,551	97	7	316	315	13,131	28				337,321			
	2,000cc超 2,500cc以下	3,196	3,196	15		66	3,115	1,341	1,332	9			92,019		14,652	198		5,262	19		118	118	5,112					131,711			
	2,500cc超 3,000cc以下	616	616	9	2	3	602	182	182				23,014		2,275			1,051	10	5	3	3	1,033					33,952			
	3,000cc超 3,500cc以下	125	125	6			119	38	18	20			5,274		261	570		216	6				210					7,351			
	3,500cc超 4,000cc以下	88	88			88							5,721					150					150					7,394			
	4,000cc超 4,500cc以下	8	8			8							604					17					17					899			
	4,500cc超 6,000cc以下	28	28			28							2,436					32					32					2,530			
	6,000cc超	3	3			3							330					4					4					376			
小計	34,935	34,935	127	11	895	33,902	7,441	6,705	736			904,749		60,329	12,340		55,835	181	21	1,435	1,434	54,176	127		28		1,213,496				
計	A	405,961	395,678	1,727	356	14,041	379,554	5,245	7,471	6,734	737	83,904	81,212	2,692	14,455,897	72,778	60,403	12,345	3,720,801	145,876	403,296	1,658	389	15,264	15,257	377,666	694	973	14,307,069		

区分	賦課期日	賦課期	②の	②の	②の	差引	⑥のう	⑥のう	⑧のう	⑧のう	⑥のう	⑩のうち	⑩のう	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	年度末	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	年度末		
	現在	日	うち	うち	うち	課税台数	ち合衆	ちグリ	ち75%	ち50%	ちグリ	ガソリン	ちディ	現在	⑦に係る	⑨に係る	⑩に係る	⑫に係る	⑬に係る	現在	現在	現在	現在	ち身体	現在	ち電気	ち天然	ちプラ	現在		
	登録台数	現在台	非課税	課税	減免	②-③	国軍隊	による	軽減の	軽減の	による	車又はL	ーゼル	現在	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	登録台数	台数	台数	台数	るもの	台数	るもの	るもの	るもの	調定額		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	千円		
トラック	1トン以下	178	175			175					39	11	28	1,161					78	199	187							185	1,181		
	1トン超2トン以下	1,320	1,298			1,298					524	7	517	12,154					69	5,118	1,285							1,265	12,018		
	2トン超3トン以下	1,567	1,550			1,550					540	1	539	19,248					13	7,115	1,540							1,533	19,254		
	3トン超4トン以下	800	792			792					427		427	12,520							7,046	763						757	12,166		
	4トン超5トン以下	76	76			76					38		38	1,474							771	75						74	1,350		
	5トン超6トン以下	59	58			58					29		29	1,340							702	57						55	1,326		
	6トン超7トン以下	169	165			165					76		76	4,398							2,128	169						166	4,309		
	7トン超8トン以下	189	185			185					86		86	5,707							2,786	184						178	5,605		
8トン超	3,798	3,758			3,758					1,274		1,274	193,494							70,843	3,789						3,749	192,212			
トラック兼用車を除く	1トン以下	5,102	4,928	36		4,884	1			2,458	784	1,674	41,062	32					6,899	14,731	4,996	36		9	9	4,766	2	40,562			
	1トン超2トン以下	22,882	22,411	177		22,189	2			16,565	116	16,449	273,436	64					1,462	207,257	22,380	169		49	49	21,713		270,377			
	2トン超3トン以下	5,918	5,841	67		5,774	2			3,365	1	3,364	97,800	64					18	59,206	6,113	71					5,958	98,548			
	3トン超4トン以下	5,061	4,984	78	1	4,905	4			2,911	2	2,909	106,371	79					45	65,453	5,092	77	1	1	4,946		107,300				
	4トン超5トン以下	455	449	8		441	2			257		257	11,877	39						7,196	465	8					453	11,941			
	5トン超6トン以下	209	209	7		202				116		116	6,408							3,828	212	7					205	6,410			
	6トン超7トン以下	356	355	15		340				214		214	12,649							8,239	363	14					350	12,611			
	7トン超8トン以下	384	380	1		379	1			210		210	16,157	8						9,345	402	1					401	16,262			
8トン超	1,798	1,782	5		1,777	5			1,062		1,062	109,672	62						68,180	1,848	5					1,826	110,577				
小計	50,321	49,396	394		48,948	17				30,191	922	29,269	926,928	348					8,584	540,143	49,920	388		59	59	48,580	2	924,009			
トラックけん引車	営業用小型車																														
	営業用普通車	1,000	996			996				264		264	15,436							4,383	1,008						1,006	15,490			
	自家用小型車																														
	自家用普通車	126	125			125				67		67	2,709							1,514	130						127	2,718			
	小計	1,126	1,121			1,121				331		331	18,145							5,897	1,138						1,133	18,208			
	被けん引車																														
営業用小型車																															
営業用普通車(8トン以下)	8	8			8								60							8							8	63			
営業用普通車(8トン超)	889	885			885								59,237							914	912						912	59,967			
自家用小型車	7	5	1		4								21							9	1						6	21			
自家用普通車(8トン以下)	34	32	10		22								224							44	10						32	275			
自家用普通車(8トン超)	145	142			142								11,659							141							135	11,613			
小計	1,083	1,072	11		1,061								71,201							1,116	11						1,093	71,939			

区分	賦課期日	②の	②の	②の	差引	⑥のう	⑥のう	⑧のう	⑧のう	⑥のう	⑩のうち	⑩のうち	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	年度末	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	年度末		
	現在台 登録台数①	うち 非課税 台数③	うち 課税 免除 台数④	うち 減免 台数⑤	②-③ +④+⑤⑥	ち合衆 国軍隊 の構成 員等分 ⑦	ちグリ ーン化 による 軽減の 適用を 受けた もの⑧	ち75% 軽減の もの⑨	ち50% 軽減の もの⑩	ちグリ ーン化 による 重課の 適用を 受けた もの⑪	PG車 ⑫	ちディ ーゼル ⑬	現在 ⑭	⑭に係る ⑮	⑭に係る ⑯	⑭に係る ⑰	⑭に係る ⑱	⑭に係る ⑲	現在 ⑳	現在 課税免 除 台数㉑	現在 課税免 除 台数㉒	現在 課税免 除 台数㉓	現在 課税免 除 台数㉔	ち身体 障害者 等に係 るもの㉕	現在 課税 台数㉖	ち電気 を動力 源とする もの㉗	ち天然 ガスを 動力源 とする もの㉘	ちプラ グイン ハイブ リッド 車㉙	現在 課税 額㉚	
貨客兼用車	営業用 1,000cc以下	68	66		66					39	39		782				480		78										72	787
	営業用 1,000cc超1,500cc以下	185	170		170					83	15	68	2,344				210		187									166	2,254	
	営業用 1,500cc超	8	8	1	7					3	3		96				43		7	1							6	95		
	家用 1,000cc以下	7,577	7,504	81	7,387					949	877	72	106,963				13,769		7,854	77	2	36	36				7,679	109,322		
	家用 1,000cc超1,500cc以下	20,282	19,702	392	19,184	10				7,893	1,268	6,625	326,437	197			22,363		20,268	375	9	130	129				19,206	326,516		
	家用 1,500cc超	28,120	27,450	474	26,814	10				8,967	2,202	6,765	436,622	197			36,865		28,394	453	11	166	165				27,129	438,974		
小計	80,650	79,039	879	77,944	27				39,489	3,124	36,365	1,452,896	545			45,449		80,568	852	11	225	224				77,935	1,453,130			
計 B																														
営業用以外	30人以下	93	93		93							1,116						90				6					87	1,039		
	30人超40人以下	50	50		50							725						48									48	713		
	40人超50人以下	65	65		65							1,137						63				7				54	994			
	50人超60人以下	364	364	123	241							4,820						352	121			73				164	3,294			
	60人超70人以下	65	65	11	54							1,215						62	8			22				32	711			
	70人超80人以下	183	183	122	61							1,556						181	124			24				34	909			
	80人超	6	6		6							174						6								6	174			
	小計	826	826	256	570							10,743						802	253			132				425	7,834			
	30人以下	239	237		237					143	143		6,652					4,161	232								230	6,645		
	30人超40人以下	38	38		38					22	22		1,287					775	39								39	1,259		
	40人超50人以下	117	116		116					79	79		4,708					3,302	115							113	4,894			
	50人超60人以下	333	332	1	331					173	173		15,325					8,373	335							329	15,140			
	60人超70人以下	66	66	1	65					33	33		3,448					1,832	68							68	3,398			
70人超80人以下	3	3	1	2					2	2		125					125	2	1						1	84				
80人超	1	1		1					1	1		70					70									41				
小計	797	793	3	790					453	453		31,615					18,638	791	1						780	31,461				
30人以下	1,665	1,645	199	239	1,207				561	14	547	41,682				508	19,856	1,601	193	236					1,154	40,928				
30人超40人以下	66	65	18	15	32				16	16		1,378					722	60	18	15					27	1,201				
40人超50人以下	189	186	113	1	72				49	49		3,768					2,641	185	113	1					69	3,722				
50人超60人以下	86	83	36	47					41	41		2,913					2,571	76	31						42	2,937				
60人超70人以下	21	21	8	13					6	6		891					432	19	8						11	837				
70人超80人以下	5	5	2	3					3	3		244					244	5	2						3	244				
80人超	6	6	2	4					4	4		365					365	6	2						4	365				
小計	2,038	2,011	378	255	1,378				680	14	666	51,241				508	26,831	1,952	367	252					1,310	50,234				
計 C	3,661	3,630	637	255	2,738				1,133	14	1,119	93,599				508	45,469	3,545	621	252	132				2,515	89,529				

区分	賦課期日	②の	②の	②の	差引	⑥のう	⑥のう	⑧のう	⑧のう	⑥のう	⑪のうち	⑪のう	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	年度末	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	年度末		
	現在 現在台 登録台数 ①	うち 非課税 台数 ②	うち 課税 免除 台数 ③	うち 課税 免除 台数 ④	うち 課税 免除 台数 ⑤	②-③ +④+⑤ ⑥	ち合衆 国軍隊 の構成 員等分 ⑦	ちグリ ーン化 による 軽課の 適用を 受けた もの ⑧	ち75% 軽減の もの ⑨	ち50% 軽減の もの ⑩	ちグリ ーン化 による 重課の 適用を 受けた もの ⑪	PG車 又はL ーゼル 車 ⑫	現在 ⑬	⑰に 係る ⑭	⑱に 係る ⑮	⑲に 係る ⑯	⑳に 係る ⑰	㉑に 係る ⑱	現在 登録台数 ⑳	現在 非課税 台数 ㉑	現在 課税免 除 台数 ㉒	現在 課税免 除 台数 ㉓	㉔のうち 身体障 害者等 に係る もの ㉔	現在 課税 台数 ㉕	㉖のうち 電気 を動力 源とす るもの ㉖	㉗のうち 天然 ガスを 動力源 とする もの ㉗	㉘のうち プラ グイン ハイブ リッド 車 ㉘	現在 登録台数 ㉙		
三輪の 小型自動車	営業用												千円	千円	千円	千円	千円	千円												千円
	自家用	15	14			14				14	14		104				104		17									16	108	
	計 D	15	14			14				14	14		104				104		17								16	108		
特種用途車	営業用	5,274	5,236		108	5,128				1,311	141	1,170	189,879				1,499	42,925	5,300			123	123	5,163				190,537		
	自家用	14,696	14,474	2,486	327	1,804	6	2	2	4,805	426	4,379	206,933	117	10		13,136	106,602	14,612	2,400	317	2,086	2,086	9,910				205,669		
	計 E	19,970	19,710	2,486	327	1,912	6	2	2	6,116	567	5,549	396,812	117	10		14,635	149,527	19,912	2,400	317	2,209	2,209	15,073				396,206		
合計 A+B+C+D+E	510,257	498,071	5,729	947	16,160	475,235	5,278	7,473	6,736	737	130,656	84,931	45,725	16,399,308	73,440	60,413	12,345	3,781,497	1,008,979	507,338	5,531	969	17,830	17,690	473,205	698	973	16,246,042		

(注) 1 「賦課期日現在登録台数」及び「年度末現在登録台数」欄には、自動車登録ファイルに登録されている台数を記載した。なお、令和3年3月9日付け総税都第16号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて」に基づき、令和3年4月以降に抹消処理等を行った車両については「賦課期日現在登録台数」欄には含めていない。また、令和4年3月10日付け総税都第15号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて」に基づき、令和4年4月以降に抹消処理等を行った車両については「年度末現在登録台数」欄から除いている。

2 「賦課期日現在台数」欄には、賦課期日現在における課税自動車の台数と「非課税台数」、「課税免除台数」及び「減免台数」欄の合計台数を記載した。

3 「②のうち非課税台数」及び「年度末現在非課税台数」欄には、法第148条、法附則第54条第1項及び第2項の規定により非課税とした自動車の台数を、「②のうち課税免除台数」及び「年度末現在課税免除台数」欄には、法附則第54条第3項及び条例により全額を課税免除した自動車の台数を、「②のうち減免台数」及び「年度末現在減免台数」欄には、条例により全額を減免した自動車の台数を記載した。

4 「⑥のうち合衆国軍隊の構成員等分」欄には、「合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税及び軽自動車税の課税について」（平成11年2月16日自治税企第4号各都道府県知事あて・自治事務次官通達）による税率により課税する合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車について記載した。

5 「⑥のうちグリーン化による軽課の適用を受けたもの」及び「⑥のうちグリーン化による重課の適用を受けたもの」欄は、法附則第12条の3又は法附則第12条の4第3項の規定（グリーン化特例）の適用を受けた自動車の台数を記載した。

6 「⑭のうち㉑に係る調定額」、「⑱のうち㉒に係る調定額」、「⑲のうち㉓に係る調定額」及び「㉔のうち㉕に係る調定額」欄は、法附則第12条の3又は法附則第12条の4第3項の規定を適用した後の金額を記載した。

7 「㉔のうち身体障害者等に係るもの」欄には、身体障害者等について全額を減免した自動車台数を記載した。

8 ローターエンジン車については、取扱通知第10章17により算出した総排気量区分に応じて記載した。

9 各欄の台数及び調定額は旧法の自動車税及び自動車税種別割を合わせた数値を記載した。

8 鉱区税に関する調

区 分	総 鉱 区		左のうち非課税鉱区		課税対象鉱区		調 定 額
	件 数	面積又は 延 長 百アール	件 数	面積又は 延 長 百アール	件 数	面積又は 延 長 百アール	
砂鉱を 目的と しない 鉱業権 の鉱区	試掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外 石油又は天然ガス鉱区	6	1,655		6	千円 221
	採掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外 石油又は天然ガス鉱区	41	5,002		41	2,007
砂鉱を目的とす る鉱業権の鉱区		法第180条第1項第 2号に規定する鉱区 法附則第13条の規定 の適用を受ける鉱区		千メートル		千メートル	
合 計			47			47	2,228

9 狩 猟 税 に 関 す る 調

	区 分	税 率	狩 獵 者 登 録 総 件 数	調 定 額
第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		273	千円 3,358
	① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4		
	② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4		
	③ 法附則32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	41	336
	④ 法附則32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	97	795
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	135	2,227
	所得割額の納付を要しない者		25	192
	⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4		
	⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4		
	⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	3	16
	⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	12	66
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	10	110
課税免除		616		
⑪ 法附則32条第1項に該当するもの		611		
⑫ 法附則32条第2項に該当するもの		5		
網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		4	20
	⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
	⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
	⑮ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	2	8
	⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	1	4
	⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	1	8
	所得割額の納付を要しない者			
	⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	⑳ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
	㉑ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
	㉒ 上記に該当しないもの	5,500円		
課税免除		10		
㉓ 法附則32条第1項に該当するもの		10		
㉔ 法附則32条第2項に該当するもの				
わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		49	337
	⑳ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
	㉑ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
	㉒ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	6	25
	㉓ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	10	41
	㉔ 上記に該当しないもの	8,200円	33	271
	所得割額の納付を要しない者		1	3
	㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	㉗ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
	㉘ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
	㉙ 上記に該当しないもの	5,500円		
課税免除		179		
㉚ 法附則32条第1項に該当するもの		178		
㉛ 法附則32条第2項に該当するもの		1		
第二種銃猟免許に係る登録	⑳ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	㉑ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	㉒ 法附則32条第1項に該当するもの		4	
	㉓ 法附則32条第2項に該当するもの			
	㉔ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
	㉕ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
	㉖ 上記に該当しないもの	5,500円	10	55
① ~ ㉚ の 合 計			1,173	3,971

10 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等

区 分	数 量	件 数	
引 取 数 量	①	589,961	キロリットル
課 税 対 象 と な ら ない 数 量	②	165,598	
差 引	①-②	424,363	
欠 減 量	④	3,941	
特 約 業 者 分	1/100	3,812	
元 売 業 者 分	0.3/100	129	
計		3,941	
課 税 標 準 量	③-④	420,422	
申 告 納 付 等 の 分	⑤		
燃料炭化水素油の販売量(法144の2③)			
【課税対象とならない数量】			
軽油又は燃料炭化水素油の販売量(法144の2④)			
【課税対象とならない数量】			
炭化水素油の消費量(法144の2⑤)			
【課税対象とならない数量】			
みなす課税された軽油の消費・譲渡額(法144の3①V)			
【課税対象とならない数量】			
みなす課税された軽油の輸入量(法144の3①VI)			
【課税対象とならない数量】			
その他		2,897	
計		1,348	
【課税対象とならない数量の計】		2,897	
【課税対象とならない数量の計】		1,348	
課 税 標 準 量	⑥-⑦	1,549	
合 計	⑤+⑧	421,971	
特 別 徴 収 義 務 者 数 等			件
元 売 業 者	本 店 の 数	18	
	登 録 数	14	
	事 務 所 等 の 数	44	
特 約 業 者	本 店 の 数	133	
	登 録 数	287	
	事 務 所 等 の 数	44	
計	本 店 の 数	151	
	登 録 数	301	
	事 務 所 等 の 数		
仮 特 約 業 者	本 店 の 数		
	登 録 数		
	事 務 所 等 の 数		
そ の 他 の 者	本 店 の 数		
	登 録 数		
	事 務 所 等 の 数		

- (注) 1 「引取数量」欄には、法第144条の2第1項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの現実の納入を伴う引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 2 「課税対象とならない数量」欄には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、税証による引取数量、合衆国軍隊等の引取り及び「外国公館等において暖房用ボイラーに使用される軽油に対する軽油引取税の免除について」(平成元年12月28日付け自治府第103号(自治省税務局長通達)に係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 3 「特別徴収義務者数等」欄には、令和4年2月末日現在により記載した。「本店の数」欄には、県内における主たる事務所又は事業所の数を記載した。また、「登録数」欄には、法第144条の15第2項の規定により登録した元売業者又は特約業者ごとの数を記載した。例えば、県内に同一元売業者又は特約業者に係る登録が複数ある場合は、1と計上した。さらに、「事務所等の数」欄には、県内に所在するすべての事務所又は事業所の数(主たる事務所又は事業所を含む。)を記載した。

(2) 課税免除措置の対象となる軽油

区 分	免 税 油 使 用 者 等 数	数 量	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
			件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
		キロリットル		千円		千円		千円		千円
法第百四十四条の五										
輸 出										
課 税 済	49	57,215								
小 計 A	49	57,215								
法第百四十四条の六										
石油化学製品製造業										
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項										
船 舶	2,335	38,736	3	69						
自衛隊(機械等)	6	418								
鉄道事業又は軌道事業	6	5,232								
農業等	6,556	19,429	2	67						
林業等	73	5,224								
セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	11	180								
生コンクリート製造業	1	13								
鉱物の掘採事業	51	12,593								
とび・土工工事	1	78								
鉱さいバラス製造業		35								
港湾運送業	5	1,461								
倉庫業	5	140								
貨物利用運送事業	1	1								
鉄道貨物積卸業										
航空運送サービス	5	34								
廃棄物処理事業	11	152								
木材加工業	30	595								
木材市場業	2	15								
パークたい肥製造業	1	151								
索道事業	10	226								
小 計 B	9,110	84,713	5	136						
法附則第十二条の二の七第五項関係	C									
法附則第十二条の二の七第六項関係	D									
アメリカ合衆国軍隊関係	E	3	23,670							
外国公館等の暖房用ボイラー関係	F									
合 計 A+B+C+D+E+F	9,162	165,598	5	136						

- (注) 1 「課税済」欄には、法第144条の5第2号に係るものを記載した。
- 2 「林業等」欄には、素材生産業を含む。
- 3 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和4年2月末日現在における該当特約業者の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和4年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。
- 4 「みなす課税」欄には、法第144条の3第1項第3号又は第4号の規定により課税した件数及び税額を記載した。
- 5 「普通徴収」欄には、法第144条の22第4項及び第144条の25第5項の規定により課税した件数及び税額を記載した。

11 徴収状況に関する調

区 分	調 定 額 ①		納 期 内 収 入 額 ②				滞 納 額 ① - ② ③				滞 納 額 ③ の うち 整 理 済 額					
	件 数	税 額	件 数	左 の うち 証 紙 徴 収 に 係 る も の	税 額	左 の うち 証 紙 徴 収 に 係 る も の	件 数	左 の うち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	税 額	左 の うち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	任 意 徴 収 ④		差 押 徴 収 ⑤			
											件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
現 年 課 税 分	法人県民税	千円 32,055	2,715,315	27,905		2,574,294		4,150		141,021		3,935		134,097	18	1,306
	法人事業税	17,640	27,291,016	15,293		26,676,383		2,347		614,633		2,267		585,785	19	12,162
	個人事業税	12,141	1,041,487	10,850		936,152		1,291		105,335		1,192		88,401	2	50
	不動産取得税	15,323	1,862,361	14,186		1,757,351		1,137		105,010		1,064		95,294		
	自動車税 環境性能割	19,113	888,964	19,112	12,230	888,948	570,500	1		16						
	自動車税 種別割	505,117	16,246,042	447,408	21,788	14,928,181	375,846	57,709		1,317,861		56,103		1,258,979	65	2,598
	軽油引取税	1,887	13,545,264	1,520		7,730,166		367	236	5,815,098	5,315,932	367	236	5,815,098		
	その他の県税	11,354	23,246,521	11,321		23,237,733		33		8,788		33		8,788		
	計 A	614,630	86,836,970	547,595	34,018	78,729,208	946,346	67,035	236	8,107,762	5,315,932	64,961	236	7,986,442	104	16,116
	滞納繰越分 B	3,587	360,036					3,587		360,036		1,384		236,452	75	4,305
合計 A + B	618,217	87,197,006	547,595	34,018	78,729,208	946,346	70,622	236	8,467,798	5,315,932	66,345	236	8,222,894	179	20,421	

区 分	滞納額③のうち整理済額		収 入 計		⑥のうち還付未済額		欠 損 処 分		整 理 未 済 額		
	差 押 徴 収 ⑤		②+④+⑤		⑦		⑧		①-⑥+⑦-⑧		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
現 年 課 税 分	法人県民税	千円 26	475	31,884	2,710,172			15	349	156	4,794
	法人事業税	9	296	17,588	27,274,626					52	16,390
	個人事業税	9	1,008	12,053	1,025,611					88	15,876
	不動産取得税	6	548	15,256	1,853,193					67	9,168
	自動車税 環境性能割			19,112	888,948					1	16
	自動車税 種別割	192	7,797	503,768	16,197,555			4	114	1,345	48,373
	軽油引取税			1,887	13,545,264						
	その他の県税			11,354	23,246,521						
	計 A	242	10,124	612,902	86,741,890			19	463	1,709	94,617
	滞納繰越分 B	155	13,025	1,614	253,782			245	12,277	1,728	93,977
合計 A + B	397	23,149	614,516	86,995,672			264	12,740	3,437	188,594	

- (注) 1 個人県民税(均等割及び所得割)及び地方消費税を除くその他の県税について、令和4年5月末日現在により記載した。
- 2 「調定額」及び「納期内収入額」の「件数」は、納期を2期に分けて徴収する税(例 個人事業税)については2件とし、また、申告納付又は申告納入に係る税(例 法人事業税、軽油引取税)については、申告書の提出があったものについてそれぞれ1件として記載した。
- 3 分割納入となった場合の件数は、最終の納付があったときに1件とした。
- 4 納期内収入額②の「左のうち証紙徴収に係るもの」欄には、法第162条第1項及び法第177条の11第4項の規定により徴収した件数及び税額を記載した。
- 5 滞納額③及び任意徴収④の「左のうち徴収猶予等に係るもの」欄には、第144条の29第1項の規定により徴収猶予した軽油引取税の件数及び税額を記載した。
- 6 過誤納金で充当したものは、任意徴収とした。
- 7 「滞納処分徴収」欄には、公売処分による徴収及び交付要求又は参加差押による徴収額を記載した。

12 整理未済額の内訳

区 分	件 数	税 額
		千円
財 産 差 押 額 ①	108	8,851
換 価 猶 予 額 ②	49	21,177
滞 納 処 分 の 停 止 額 ③	20	2,662
徴 収 猶 予 額 ④	12	3,696
徴 収 嘱 託 額 ⑤		
交 付 要 求 額 ⑥	80	2,487
⑥のうち参加差押に係るもの		292
分 納 誓 約 額 ⑦		
そ の 他 ⑧	3,168	149,721
計	3,437	188,594

- (注) 1 1件の滞納額につき2以上の処分がなされているものについては、上から順次該当させて、重複しないように記載した。
 2 「財産差押額」には、換価猶予又は徴収猶予に係る財産差押額は含めていない。

13 産業振興等に係る地方税の減免額に関する調

区 分	過疎法等に基づく地方交付税の基準財政収入額の控除の対象となる減免額						計
	過 疎 法	企 業 立 地 法	地 域 未 来 投 資 促 進 法	半 島 振 興 法	原 発 地 域 振 興 法	地 域 再 生 法	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事 業 税 { 個 人 法 人	13,311				2,224		15,535
不 動 産 取 得 税	5,095		34,277	1,976	8,409		49,757
固 定 資 産 税 (特 例 分)							
計	18,406		34,277	1,976	10,633		65,292

14 地方税に関する争訟に関する調

(1) 不服申立て

区分	要 処 理 件 数			処 理 済 件 数						翌年度への繰越
	前年度からの繰越	本年度発生	合計	却下	棄却	一部取消	全部取消	取下	合計	
賦課徴収 個人事業税 非自主決定分 自主決定分 不動産取得税 軽油引取税 その他の税 上記以外 合計										
		1	1							1
		1	1							

(2) 訴 訟

区分	前年度末係属件数 ①	当該年度中発生件数 ②	計 ①+② ③	①の事件発生年度別内訳						当該年度中の完結件数 ④	④の完結事由別内訳						当該年度末係属件数 ③-④ ⑤	⑤の係属審級別内訳		
				27以前	28	29	30	元	2		取下	却下	和解	勝訴	一部敗訴	敗訴		1 審	2 審	3 審
賦課徴収 個人事業税 非自主決定分 自主決定分 不動産取得税 軽油引取税 その他の税 滞納処分 その他 合計																				
			1	1															1	1
			1	1															1	1

15 犯 則 事 件 に 関 す る 調

区 分	前年度からの繰越件数		犯 則 摘 発		通 告 処 分			通 告 履 行		告 発			不 問		通知処分	時効完成	翌年度への繰越件数							
	処 未	分 済	履 未	行 済	件 数	左 の 脱 税 額	件 数	左 の 脱 税 額	通 告 額	件 数	履 行 額	告 直 告 発		通 告 不 履 行 に よ る 告 発 件 数	件 数	左 の 脱 税 額	件 数	件 数	処 未	分 済	履 未	行 済		
												件 数	左 の 脱 税 額											
軽 油 引 取 税						千円			千円				千円											
	法144条の22 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の25 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の33第1項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の33第2項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の33第3項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の41第1項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	法144条の41第2項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	その他の罪 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
	計 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																							
そ の 他 の 税																								
合 計 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																								

16 延滞金等に関する調

(1) 延滞金等

区 分	延 滞 金	還 付 加 算 金 (充当したものを含む。)
件 数	6,183	968
金 額	82,713 千円	5,120 千円

(2) 過少申告加算金等

区 分	過少申告加算金		不申告加算金		重 加 算 金		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
		千円		千円		千円		千円
法 人 事 業 税	50	257	72	810	209	12,613	331	13,680
ゴ ル フ 場 利 用 税							0	0
軽 油 引 取 税	20	25	1	3			21	28
そ の 他	3	10	8	26			11	36
計	73	292	81	839	209	12,613	363	13,744

17 徴税費に関する調（累年比較）

（単位：千円）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
税収入	予 算 額（イ）	184,047,079	142,662,839	145,305,405	144,586,888	152,067,039		
	調 定 額（ロ）	186,395,263	144,854,136	147,671,560	148,191,472	153,932,428		
	収 入 額（ハ）	184,260,899	142,930,479	145,874,817	146,191,197	152,435,844		
徴 税 費	人 件 費	職 員 給	586,861	575,357	586,097	580,183	596,827	
		諸 手 当	超 過 勤 務 手 当	25,820	24,592	26,876	22,161	23,349
			税 務 特 別 手 当	1,312	1,204	1,078	842	740
			そ の 他 の 手 当	293,943	284,097	290,645	293,583	294,507
		小 計	321,075	309,893	318,599	316,586	318,596	
		そ の 他 の 人 件 費	213,630	208,384	207,647	217,047	205,218	
		計	1,121,566	1,093,634	1,112,343	1,113,816	1,120,641	
		旅 費	6,553	7,078	6,245	1,902	1,983	
		需 用 費	需 用 費	54,221	59,585	64,829	61,642	63,648
			通 信 運 搬 費	55,651	54,752	53,662	51,003	50,653
備 品 費	4,049		3,789	201	186	150		
そ の 他	44,056		45,082	45,142	44,020	47,491		
計	157,977	163,208	163,834	156,851	161,942			
徴 取 扱 費 等	徴 取 扱 費 等	個 人 県 民 税 徴 取 扱 費	1,875,592	1,879,191	1,888,143	1,893,613	1,885,591	
		内 訳	納 税 義 務 者 数 分	1,818,090	1,818,251	1,822,039	1,826,874	1,815,324
			払 込 金 額 分	964	689	455	391	444
			そ の 他	56,538	60,251	65,649	66,348	69,823
		地 方 消 費 税 徴 取 扱 費	217,913	80,003	90,902	87,076	81,316	
		納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	2,796	2,796	2,791	2,699	2,714	
		特 別 徴 取 義 務 者 に 対 す る 交 付 金 等	333,712	341,152	343,131	328,472	327,205	
		内 訳	特 別 地 方 消 費 税					
			ゴ ル フ 場 利 用 税					
		軽 油 引 取 税	333,712	341,152	343,131	328,472	327,205	
そ の 他	2,229	2,142	2,196	2,130	1,930			
計	2,432,242	2,305,284	2,327,163	2,313,990	2,298,756			
合 計（二）	3,718,338	3,569,204	3,609,585	3,586,559	3,583,322			

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		%	%	%	%	%
税収入に対する 徴税費の割合	対 予 算 額 $\frac{(ニ)}{(イ)}$	2.02	2.50	2.48	2.48	2.36
	対 調 定 額 $\frac{(ニ)}{(ロ)}$	1.99	2.46	2.44	2.42	2.33
	対 収 入 額 $\frac{(ニ)}{(ハ)}$	2.02	2.50	2.47	2.45	2.35
徴税吏員等数	吏 員	172	170	169	166	171
	そ の 他					
	計 (ホ)	172	170	169	166	171
	臨 時 職 員	9	9	10	10	9
徴税吏員1人当たり徴税額	$\frac{(ハ)}{(ホ)}$	千円 1,071,284	千円 840,768	千円 863,165	千円 880,670	千円 891,438
徴税吏員1人 当たり徴税費	人件費(含旅費)	6,559	6,475	6,619	6,721	6,565
	物件費(含徴収取扱費等)	15,059	14,520	14,740	14,885	14,390
	計 $\frac{(ニ)}{(ホ)}$	21,618	20,995	21,358	21,606	20,955
県 税 部 等 数		6	6	6	6	6

(注) 1 徴税吏員数は各年度末日現在の職員数による。ただし、臨時職員については勤務月数の合計数を12で除して得た数を記載した。

2 諸手当中「その他の手当」欄には、扶養手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等について記載した。

3 「その他の人件費」欄には、共済組合負担金等人数割によって算出したもの及び臨時職員等のため支出した人件費等を記載した。

18 税務機構に関する調

事務別税務職員配置数

区 分	総 務 関 係		直 税 関 係		間 税 関 係		徴 収 関 係		合 計	
	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等
本 庁	人 17	人 1	人 3	人	人 1	人	人 1	人	人 22	人 1
事 務 所 等	25		55	1	15	1	54	6	149	8
計	42	1	58	1	16	1	55	6	171	9